

電波利用料制度に関する研究会（第4回）議事要旨

1. 日時 2007年5月31日(木) 15:00～18:00

2. 場所 経済産業省別館 1028会議室

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、黒川 和美構成員、
鈴木 康夫構成員、土屋 大洋構成員、湧口 清隆構成員

(2) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、佐村総務課長、富永電波政策課長、
横山国際周波数政策室長、藤野電波政策課推進官、大塚重要無線室長、
奥移動通信課長、名執衛星移動通信課長、竹内監視管理室長、安藤地上放送課長、
武田衛星放送課長

(3) 事務局

田中電波利用料企画室長、越後電波利用料企画室課長補佐

(4) 意見陳述人（五十音順）

ウィルコム、宇宙通信、NTTドコモ、NTT西日本、NTT東日本、海上保安庁、気象庁、
KDDI、国土交通省航空局、国土交通省大臣官房、
ザクタテクノロジーコーポレーション、JSAT、
情報処理装置等電波障害自主規制協議会、ソフトバンク、テレビ朝日、東京大学
トヨタ自動車、内閣府、日本放送協会、日本民間放送連盟

4. 議題

(1) 電波利用料の料額について（公開ヒアリング）

(2) その他

5. 議事要旨

(1) 電波利用料の使途等について

○事務局から「電波利用料の使途について」（資料1）について説明。

○説明後における各構成員からの意見及び免許人等からの陳述

【構成員】

それでは、これから議事本体に入ってまいりますけれども、前半で、もう一回、使途の問題について議論をしていただき、何とか後半部分は負担の話に入っていきたいと思えます。

そこで、先ほど地上放送課長がお話しした点ですけれども、放送事業に関係する施策として、4つの施策を挙げていたわけです。それは、第1がデジタル中継局整備支援、第2が辺地共聴施設のデジタル化支援、第3がデジタル混信等対策、第4がデジタル受信相談体制の整備ということであります。これらの施策は、地上放送課のただいまのお話では、全国協議会で事業者の方々とも相談して積み上げてつくったものであるということだそうですけれども、これらについて民放連、あるいはテレ朝の放送事業者として、電波利用料でこの場にいらっしゃっているわけですから、電波利用料でそれらの事業について補助をするということについて、ご要望になっているかどうかということを確認したいと思います。

【日本民間放送連盟】

前回は申し上げましたが、こういった4つの施策は、ご指摘のとおり全国協議会等で、今後のデジタル化の推進のためにはぜひ必要であるということについては、我々も全く同意している中身でございます。それを実施するに当たって、電波利用料を使ってやることにつきまして、先ほどの課長のご指摘で、一般会計予算の利用も含めて早急にご調整いただくというお話もございましたので、そういったことも含め、いろいろな面で今後ご調整いただくということをぜひお願いして、推進させていただければありがたいと思う次第であります。

【構成員】

ということは、前回とほぼ同じお話ですか。要するに、それをどういう形で負担するか。電波利用料として負担をするということを、直ちにはご要望されないと。前回は、財源については国の判断に任せるというお話でありました。そのご意見は変わりはないということですか。

【日本民間放送連盟】

原則として変わっておりません。

【構成員】

この点について、先ほど地上放送課長は、電波利用料で負担したほうが理由があるのではないかとおっしゃっていたんですけれども、それでは、もう一回、地上放送課長のご意見をお伺いしたいんですけれども。

【地上放送課長】

この4つの施策につきましては、いずれもアナログ放送を終了させるための前提となります、新たな難視聴世帯をつくらない、あるいは新たな混信を生じさせるような世帯をつくらないということのために、どうしても必要なものだと考えております。そういったアナログ放送を終了し、新しい用途も含めて、周波数を有効活用するという目的にどうしても不可欠の施策だと考えておりますので、電波利用料がふさわしいだろうと思っております。

電波利用料がふさわしい理由としては、そういったことでございまして、じゃあ一般会計でこれが支弁できないのかということに関しましては、私どもとしては、なかなか難しいのであろうと考えております。ただ、いずれにしましても、民放連さんのほうで一般会計を原資とするということも考えてほしいということでございますので、その辺につきましては、関係するところもございまして、そんなところの話も少し聞いて、できるだけ調整をしていきたいと思っておりますのでございます。

【構成員】

今の民放連のご意見と地上放送課長のご意見と、立場といいますか言い方は違っているわけですけれども、本来ならば、こういう電波利用料の用途、負担のあり方について議論をする場合には、従来のあり方だったら、事前にそういうことをすり合わせて、この場には上がってくるというようなあれですけれども、もう免許については一本化調整もやらないですし、こういう形で議論が分かれて出てくるのも1つのあり方だろうと思います。ただ、この問題について、ほかの構成員の皆様方、あるいはほかの免許人の方々から、できれば第三者的にちょっと感想的なご意見をいただきたいんですけれども、どなたか。当事者の話だと、多分、これ以上は変わらないと思うんです。

【ソフトバンク】

今の件に関して、一言、言わせていただきたいんですけれども、そもそも電波利用料というのは、私どもも含めて、無線局を使っている方がお金を出して、みんなが認めるものにお金を使っていくという考え方に立つと、そもそも使っている民放連の方が、できれば

電波利用料ではなくて一般財源で手当してほしいと言うものを、そのまま電波利用料を特定財源として使っていくということに関しては、できれば縮小を含めて考えていただく中で進めていただければと思います。

【テレビ朝日】

我々民放としましては、電波利用料を負担しているということからしますと、当然デジタル化ということに関しても、電波利用料の受益を受ける権利はあると考えております。我々、デジタルについても難視聴解消努力義務という義務が法律上、課されておまして、その努力義務を支援していただく、またそれを円滑に進めていただくという意味で、電波利用料の用途に加えていただくということについては、ぜひお願いしたいと思っております。

【構成員】

そうすると、民放連全体としての立場とは若干違うと理解してよろしいですか。

【テレビ朝日】

一般会計か電波利用料かという選択肢はあると思うのですが、一般会計だから電波利用料は要らないということではなくて、我々負担者としては、それなりのリターンというか受益は当然いただきたいと。また、今回のデジタル化ということについては、その用途に加えていただくということについては、十分の理由があると考えております。

【構成員】

放送事業者の方も、微妙にニュアンスが違うんですけども。

【NTTドコモ】

きょうは、この前の4項目に対して、具体的にどのくらいの費用がかかるということで内訳が出たという意味では、非常に議論がしやすくなったなと思います。

今、一般会計か電波利用料かということですが、我々通信事業者のほうからすると、それがどちらかによって、ちょっと意見が言いにくいといえますか。したがって、基本的には、これを全部、電波利用料で賄うという前提でご意見を申し上げないと、この議論がこの場としてはなかなか進まないということで、お許しを願って、これがもしすべて電波利用料で賄われるという前提でご意見を申し上げますとすれば、特にこの③とか④。④は、20億円というのが何年かにわたって支出されるというふうにご計画なのか、よくわからないのですが、これまでの移動通信事業者の視点から言うと、③あるいは④について電波利用料が支出されるというのは、ちょっと根拠がないといえますか、我々からすると、

ちょっと奇異な感じで映るということでございます。

【KDDI】

この理由の中で、先ほどの地上放送課長さんのお話で、有効利用することによって、新たに波を捻出すると。何かそこら辺が、実は目的みたいな話でお話しされていたんですけども、ほんとうにそうなのかなと。確かに、そういう結果として効果はあるんだろけれども、きちんと社会に地上デジタル放送という新たな放送の仕組みなり、高度な、高機能な仕組みをインプリメントしていくというのが目的であって、その結果として、周波数が有効利用されたシステムから生じる新たな空き地が、いろいろな形で出てくると。それを目的にいろいろなことをやるんだみたいな話に最後は聞こえたものですから、ちょっと違うんじゃないかと。そういう意味で言えば、アナアナ変換の1,800億円というのは、この関係で何だったんだろということも考えざるを得ないなという気がするわけです。

じゃあ、どこまで幾ら投資していけば、ほんとうにそういう話になってしまうのと。実は1,800億円で、そういう話が全部いくという話で、皆さん方のご協力のもとに進めてきた施策ではなかったのかなと。改めてこの4つのテーマが、電波利用料、支弁の話として、先ほどの理由みたいな話で持ち込まれますと、非常に奇異に映るし、ドコモさんがおっしゃるようなことかなと思っております。

電波利用料でやるなど言っているわけではなくて、この理由自体の部分について、特に1ページ目の2番目あたりの理由は、ちょっとこの部分について、もう一度、ご再考願わないといけないんじゃないかなというふうな感じで私は受けとめております。

以上でございます。

【構成員】

事業者の方、まだご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事業者の方々からも、何人かからご意見をいただいて、事業者の方のご意見は、仮に電波利用料で負担するとしても、この①、②、③、④、全部、電波利用料で共益費として充てるのは必ずしもふさわしくないんじゃないかと。縮小が必要というご意見もあったし、③、④についてはちょっと外れるというようなご意見もありました。

また、そもそも電波利用料を用いるということの理由自体が、既存の1,800億円との関連で言うと、2度同じような理由で請求しているんじゃないかというご意見もございました。

ここら辺の話は、それから先ほどの放送事業者の方においても、民放連全体としては、

電波利用料財源は要望しないというご意見、直ちに要望するという立場ではないということですが、テレ朝の方は、負担しているものについては、そういう意味において、電波利用料を財源として考えてもいいのではないかとご意見もありました。

この辺は、これ以上議論をしても、対立点、あるいは食い違いは、これ以上は埋まらないと思います。したがって、ドコモがおっしゃっていただいたように、この点は、結論は出さないで議論を先に進めたいと思います。

一応、この会議は、電波利用料についての会議ですので、先ほどおっしゃったように、事務局が、免許人からの要望を受けて、仮にそれを電波利用料で負担する場合という形で、予算要望額を先ほど75億円お出しになったわけですので、仮に放送事業者から、それが要望されているということを前提として話を先に進めたいと思います。しかし、それは民放連が先ほどおっしゃったように、放送事業者として正式に要望しているものではなく、あくまで仮にです。しかし、それを前提にしないと話が先に進みませんので、その先に進めたいと思います。

もちろん、そのことによって、後ほど、やはり電波利用料から払ってもらうのはやめたというふうに抜けるのは別に構いませんので、これで言質がとられたという話ではない。ということで、皆様、よろしいでしょうか。そういう形で先に話を進めさせていただきたいと思います。

そこで、まだちょっと負担のところまでは行かないんですけども、今、KDDIの方がおっしゃったように、前回も、そして今回も、放送の新用途における電波利用料財源を充てる理由について、アナ変とデジタル化対策の両方の施策が一体で行われて、初めて130MHzの返還が可能になる、そういう形で放送事業者の方々が発言されているわけですが、この問題について、事務局のほうで、もう一回確認していただきたい。この点は、おそらく新用途の負担を考える点で重要なポイントになるので、資料で確認をしていただければと思います。よろしくお願いします。

【電波利用料企画室課長補佐】

では、今の件について、事実関係をご説明したいと思います。内容は、アナ変の法的な構成について簡単に説明いたします。

資料は、お手元の参考資料でございます。電波法103条の2の第4号に、電波利用料を充てられる用途が書いてありまして、そこに特定周波数変更対策業務というのが書いてあります。これをテレビジョン放送に当てはめたのがアナログ周波数変更対策業務です。

れども、これの法的な構成は、電波法の71条の2ということで、参考資料の2枚目をごらんください。

アナ変は何かといえば、電波法71条の2、ここにすべてが書いてあるわけです。この内容を簡単に申しますと、構成はこのようになっています。まず柱書にアナ変、つまり特定周波数変更対策業務とは何かというのが書いてありまして、1号から3号に書かれている要件を満たすときに、予算の範囲内で、これこれの支援や援助を行うことができると書いてあります。その内容は、柱書の下線がついているのがアナ変の範囲でございます。

この「第三号に」というのがちょっとわかりにくいのですが、それが、一番下の第3号の規定されている下から4行目の、「既開設局が」——これはアナログテレビジョン放送局を指しますけれども——「特定新規開設局」——これはデジタルテレビ放送局ですけれども——「その運用を妨げるような云々」と書いてありまして、「周波数又は空中線電力の変更」——それで上に戻って柱書に——「変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てる給付金」というふうになっています。

これを充てるための条件は何かというと、1号、2号に書いていますけれども、簡単に言いますと、10年以内に4分の1を超える周波数を返さないというものでございます。

これを図式化したのが1枚目です。ご説明しますと、一番上ですけれども、テレビジョン放送で言えば、横幅が割当変更周波数ですけれども、これが1から62チャンネルに当たるわけです。新しいシステムを入れるに当たって図示したものが、この図なんですけれども、先ほどの2枚目の法文を簡単に言いますと、一番下の四角ですけれども、「上記要件」——これは①から③の要件ですね。つまり10年以内に4分の1超を返すということですから——「を満たす周波数割当計画等の変更。」この「等」に、放送用周波数使用計画が入ってありまして、これは実際、2001年7月25日に制定され、その内容が130MHzを返還するという内容でございます。これが10年以内ということで、2011年7月24日が停波の根拠になっているわけです。

「これを行う場合において、古い無線システムから新しい無線システムに混信等を与えないようにするための周波数等の変更に伴う古い無線システムの無線設備の変更の工事」——これに充てる、つまりこれはアナ変だけということでございます——「をしようとする免許人に対して給付金」、これが総額1,800億円になります。すなわち、この赤線で書いている130MHzの返還と、お金をつぎ込む対象はアナ変の工事であること、お金は1,800億円であること、これはセットでございまして、そのような構成になっておりま

す。

これをなぜ電波利用料で充てるかといいますと、この図において、「その他」と書いた青い部分がありますけれども、左側が70MHz、右側が60MHz、チャンネルで言うと53から62チャンネルですけれども、この130MHzを返すということでございまして、これが他の無線局が電波を利用できる受益があるということで、無線局全体の受益に当たるということで、電波利用料を充てる理由になっております。

一方、緑の吹き出しで書いていますが、古い無線システムで、デジタル放送に並行してアナログ放送が継続できる受益ということで、これはアナログ放送の受益ということで、電波法103条の2第7項に基づく政令で追加料額が定められているものであります。

また、この新しいシステムに関しましては、デジタル放送が逼迫帯域の事業であることから、放送の受益の度合いが大きいということも考えられるので、赤いもので図示しております。

ということでありまして、1,800億円の利用料を充てるということで、10年以内に確実に4分の1以上の周波数を返すということは、電波利用料を充てる免許人の受益に、130MHzを返すということの確実な受益が返ってくる仕組みになっているものでございます。

【構成員】

この点が、130MHzと、それから返ってくると。アナ変の変更工事にかかわる1,800億円の給付金についての法律に基づく事務局のご説明ですけれども、この点について、法律の解釈ですけれども、そもそもこういう法律が定められたという以外の何物でもないわけですけれども、何かご意見はございますでしょうか。こういう形で趣旨が定められているということについては、皆様——これを前提に議論しないと、多分、話が進まないと思うんですけれども。

【日本民間放送連盟】

1つ変更対策業務について、受益と負担という話がよく出てくるのでありますが、その話の理解をすることが、どうしても我々としては重要だと思っておるのですが、この絵には、その重要な点が抜けております。

それをあえて申し上げますと、その1,800億円の給付金の支給先が、ここでは「古い無線システムの無線設備の変更の工事をしようとする免許人等に対して」と書いてありますが、実は、この「等」というのが問題でございます。実際には、この1,800億円の約

8割のお金は、無線設備の変更工事のためではなくて、受信周波数のアナログ周波数が変わったことによって、受信者は、みずから見ている受信機の受信チャンネルが変わることにより、プリセットの変更をすとか、場合によってはアンテナを取りかえるとか、そういう工事が必要な世帯が全国で約430万世帯あるということが算出されまして、その一戸一戸の世帯を各地方の電気屋さんに戻っていただいて、今申しましたような工事を一軒一軒において行くと。そのための経費が実は8割を占めているわけでありまして、その部分については、我々放送事業者の受益という定義で一括してご議論いただくと、必ずしもそういう理解は、我々には、なかなかできないと。受益というのは、そういう苦勞をした上で最後に、KDDIがおっしゃっていましたように、130MHzという周波数を生み出すための1つの、みんながいろいろな格好で苦勞をしてやる、その成果として、そういうものが出来たのだというご理解をぜひいただければ、ありがたいと思っている次第であります。

【構成員】

ただいまの民放連の附帯意見について、事務局のほうから何かご意見はございますでしょうか。

【電波利用料企画室長】

今の「免許人等」と書いてあるのは、2枚目の柱書のところにございます、「第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して」ということで、「免許人等」となっております。ただ、その第3号に規定する変更ということですが、それは何のためにやるかということ、この条文の3号の下から4行目、「旧割当区分の無線局（以下「既開設局」）」、つまりアナログテレビ局がデジタル局に「その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため」に、こういう工事をしているということであれば、勝手に受信者のほうが工事を必要とするんじゃなくて、要するに違うアナログ周波数に変更になったからこそ、それに引きずられて工事をしていくということになります。民放連が言われたことは、ある一面、それはそうですけれども、根っこを拾えば、このようになっているというのが法律の条文でございます。

【構成員】

これは引っ越し作業といいますか、周波数の引っ越しのシステムなわけです。その場合に、事実上、既得権化している面もありますけれども、もともと周波数というのは免許人

のものではないわけです。したがって、公益のために全体として引っ越すわけですが、周波数を引っ越すときに、その引っ越しにかかわる最低限の費用は出しましょうと。しかし、免許人は、もともと無線局を自分で事業をするために設置しているのであるから、新たな周波数帯に引っ越すところにかかる経費の全部を電波利用料で持つという、そういうものではないという、もともとのこういう損失補償の基本的な考え方が根本にあるのだろうと思います。

【構成員】

ちょっと議論を整理したいので、お聞きしたいことがあるんですけども、もともと1,800億円という予算がついたわけですね。これがあつたころ、私はまだ素人的な立場でテレビを見ていて、アナアナ変換をやるときは、家庭がたくさんあつて、そこがもう全部、取りかえなきゃいけない。これは大変な額がかかるだろうというのは認識して見ていたわけです。放送局の方が変えるということに関しては、ほとんど国民は関心がなかったわけです。ですから、普通の国民から見たら、かかっても多分8対2ぐらいだろうという気にしかならなかったと思うんです。

それで1,800億円という金額が出たときに、もともと1,800億円がもし足りないんだとしたら、スタートしたときに見積りを誤っちゃつたわけですね。スタートしたときの見積りの誤りがどこにあつたのかというのが、世帯主を430万までいないと思つたのが430万あつたということが大きいことなのか、それとも、実際やってみたら、放送局自身がアナアナ変換に結構お金がかかっちゃつたということなのか、どちなのですか。

【地上放送課長】

アナログ周波数変更対策という、この条文に書いてある、71条の2の事業自体については、現在も継続中でございますけれども、1,800億円の枠の中におさまる話でございます。それは、放送局の送信の側の周波数を変え、それを受けて受信機の周波数を変え、等々の話ですね。そういったものについては、この1,800億円の枠の中で、ちゃんとおさまっておりますので、その計算違いはございません。

ただ新たなこの4つの施策というのは、条文を読んでいただきますとわかりますとおり、それとは全く異なる施策でございます。アナ変は、あくまでもデジタルの電波を発信するに当たって、アナログの電波が今のままだと混信を起こしてしまうと、要するに、デジタルの電波を発信する環境をつくるということに限定された施策でございます。

今、私どもで問題になっておりますのは、幸いにして、既にデジタルの電波は日本全国

で発信されております。それは、このアナ変がほぼ終わっているからできていること
でございます。要は、問題なのは、そういったことではなくて、1つは、デジタルの電波を十
分にアナログの受信をされておられる世帯まで届けることができないという問題がありま
す。もう一つは、デジタルの電波同士が混信してしまうという問題がございます。

【構成員】

いや、ちょっと待ってください。だから、今の話でいくと、一応1,800億を投資して、
それは間違いのない額だったと。そうしたら、130MHzは10年後に返ってくると。それ
はもう間違いのないと思っていいんですか。

【地上放送課長】

現在、情報通信審議会のほうでも議論をしておりますけれども、資料の参考の1枚目に
ございますように、VHFの1から12まで、それからUHFの53以上62までにつき
ましては、テレビ放送に使わないということで議論が進められておりまして、間もなくそ
の答申が出るという状況でございます。

ということで、デジタルでのテレビ放送に使う周波数というのは、アナ変の要件として
は、アナログの4分の3以内にしようという話がございますが、それよりもはるかに少な
い周波数帯に押し込むことが可能になっております。

【構成員】

いや、だから、話を整理したいので、要するに1,800億で130MHzがとりあえず返
ってくるのか、こないのかなんです。130MHzが返ってきても、それは難視聴地域が出
ちゃったりして新たな問題が発生するかもしれない。その問題と切り離して考えないと、
ちょっと話がこんがらがっちゃっているんですよ。だから、要は話の筋として、1,800
億円投資して130MHzが返ってくる、それはとにかく間違いのないんだと。だけど、それ
以外にこのとき想定しなかった、例えば意外とデジタルの電波が届かなかったとか、そう
いう問題があるのかもしれない。それは新たな問題として出てきたものとして処理でき
るのか、それを含めて130MHzが返ってくるという認識をしなきゃいけないのか、1,800
億を増やさなきゃいけないという認識に立たなきゃいけないのか、そこがよくわからな
いんですよ。

【地上放送課長】 この1,800億があったから130MHzが返ってくるような机上の
プランを立てることができるようになったということは間違いのないことでございます。た
だし、130MHzを実際に返すためには、アナログの電波をとめなければいけません。そ

のとめるというのを2011年7月24日までに行うということになっているわけですが、アナログの電波をとめるためには、やはり新たな難視聴をつくるわけにはいかないだろうと私どもは考えております。新たな難視聴をつくれば、要するにテレビが見えなくなる人、あるいは今まで見えていたチャンネルが見えなくなる人が出てくるわけですから、当然のことながら大変な反発が起こるのは目に見えています。それを避けるために必要な施策としてこの4つが必要であるというふうに申し上げております。

【構成員】

今、構成員がもう既にある程度お話しいただいたわけですが、法律上は基本的に180MHz返還といいますが、4分の1以上返還ということの意味合いで1,800億円の給付金が出されたということは事実であって、したがって、法的には130MHzといいますが、返還にかかわる電波利用料というのは1,800億で一応けりがついていると。しかし、実際に運用するに当たって放送事業者としてはそれだけでは十分、特に辺地等のところについてはデジタル化で電波を十分発信することはできないという状況にあると。したがって、その要求というのは、ある意味でプラス・アルファ的な要求であると。130MHzどうのこうのという、あるいは今度の引越しの話ではなくて、引越した上でデジタル放送を行う、それについての負担の話であると。そのことはよろしいですね、そういう形で確認できたということ。

そういう必要性があるという放送事業者の声というのはよくわかりました。しかし、それは既存の議論ではなく、新たな問題であるという形で話を先に進めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここでまず使途の問題について、構成員の方々、ぜひ放送以外の使途も含めて、使途の問題についてもう少し議論をしていきたいと思います。主として、構成員の方ですが、必要に応じて免許人の方にも加わっていただきたいと思います。

【構成員】

今、放送の話がお出になられて民放連からご指摘になられたように、確かに1,800億円のうち8割方というのは、放送局がもらったというよりは、受信対策だということである。この放送の問題がある意味で非常に難しいのは、結局テレビを持っている人が免許人ではないという扱いになっているところが非常に難しいと思うんです。ですから、先ほどの追加的な部分の3年間で225億円といっている、地上放送デジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業のところもそうなんですけれども、結局受益者とい

うのはだれなんですかといったときに、テレビを持っている人になってくるわけなんですよね。ですから、その辺のところをある意味で言うと、アナアナ変更でやってきた部分との共通性というのも一部ではあり得る話なんです。だから、全額電波利用料なのか、一般財源なのかという話はまた別ですけども。

ですから、その意味で言うと、実際既にもう1,800億円を入れたときに、結局受益者というのがアナ変の影響を受けるテレビの受信者の対策だったということを考えると、こちらのほうの議論にもある程度拡張して考えることは、だから使途として電波利用料は使えないということはないと考えてもいいのではないのかなと。ただ、それは一般財源かどうかというのは、もう少し上のところの判断というのも出てくるのかなということはあるんですけども。私はそういうふうを考えています。

【構成員】

放送ばかりやっているとあれなので、ほかの話に移ります。1つは、受益の話が出てくる、現実に放送だけではなくて、無線のシステム普及事業もあって、前回、格差是正の関係等もあって、この新しい事業に係る受益とはどういうものであるかということをもう少し議論したほうがいいんだろうと思います。

もし、ある事業による受益が当該免許人だけに帰属する受益ならば、それは当該免許人が自分で負担すれば済む話であって、何らかの意味での共益的な要素、これは電波監視みたいな完全なる共益ではないわけでしょうから、どちらかというともa群に近いでしょうけれども、共益的な要素があるからこそ電波利用料で支弁するという理屈が出てくるわけですから。それについて放送だけではなくて、電波利用料としてそれに充てるというその受益はどのようなものなのかということについて、どなたかご意見ございますでしょうか。

【構成員】

話が広がり過ぎちゃったら非常に申しわけないですけども、例えば携帯電話みたいなものを想定して、過疎地とかあまり電波事情のよくないところに基地局を置いてやろうという話がありますけれども、日本はPHSというシステムもあるんですよ。あれはもともと過疎地みたいなところに向いているものであって、電波利用料云々でもらった方に、もらうという言い方はおかしいのかな、徴収した方に受益を与えるという形で考えているけれども、もし日本の電波事情全体で考えたときに、ほんとうにそれがよくてPHSみたいな選択はないのかなという気もするんですけども。総務省のほうとしては、その辺のところはどう考えているんですか。

【移動通信課長】

現在のエリア拡大のための補助事業の対象としては、携帯電話だけではなくて、PHSも含めて対象になっているということでございますので、PHSで格差是正を図ってということについても、施策としては望ましいと考えてございますけれども、現実問題として、PHSについて補助をしたという実績はございませんけれども、事業の対象にはなっているということでございます。

【構成員】

これについて私も事務局等と議論をしていたときに、何となく電波利用料にかかわる公益性の議論は、土地で言えば、土地区画整理事業とか都市再開発事業の話とやや似ているような気がいたします。土地区画整理事業で減歩という作業を行うんですけれども、これは例えば100坪あった人が、100坪の土地をほかの土地と交換すると、引っ越していくと。それによって90坪とか80坪ぐらいに引っ越していくんです。それは不利ではないかという議論はあるんですが、例えば駅前の再開発等をやると、街並みをきれいに整備することによって当該地域の地代が、土地の値段が上がるわけです。したがって、土地の値段が1.5倍とか2倍に上がれば、たとえ敷地は8割になっても、当該土地の所有者は別に損をしないという。そういう理屈で市街地再開発事業等も行われるんですけれども、電波の場合においても、おそらくそれと共通なところがあるんだろうと。つまり、逼迫地域において電波利用料を用いて何らかの事業を行えば、その電波の利用価値は高まると。それによって当該電波の経済的価値が高まるという形です。その限りで電波利用料をそこにつぎ込むという、そういう共益費的な要素がある。多分そういう要素があるのではないかと。

【構成員】

共益費の話をするのと、電波そのものの経済的価値の話をするのと少し分けたほうがいいと思うんです。それはだから、敷地や何かの広さに応じて払うということは、今の区画整理事業の話で言うと、実際には土地の取引があったら、売ったときも買ったときも取引税の対象になるんだけど、それをしませんと。売買したときに、普通だったら租税効果が働くんだけど、そういうことはしないで、公益のために自由に取りかえっこしましようというのが再開発事業のおもしろいところなわけで、御会の場合もまさにそのことですよ。

お互いに整理整頓されて、一番自分の使いやすい場所に行きかわることができたらいい

わけで、そういうやり方というよりは、電波というものを使わないで別の分野のところに、光ファイバに入るということで、電波の領域を広げてくれるということでみんなの使い勝手がよくなったと。とりわけ今まで使いやすかったところにアナログの放送があったわけで、しかも一番使いやすい電波の領域で、多分経済的価値は非常に高いところをあけてくれる。この価格がどれぐらいなのかということに関しては、ほんとうは大論争しなければいけないわけで、1,800億円なのか幾らなのかという議論は起こってくるけれども、それよりもずっと大きい利益があるということだからこういう、つまり何となくネゴシエーションで調整が進む環境の中にあるということです。

ただ、ほんとうに限られているのは、東京とか大阪とかの大都市地域の電波逼迫地域に関しては、もっと経済的価値を確保できて、そこで上がってきた租税的な価値というか利益で、ほんとうは国としてはどうか、あるいは、これは今、組合方式でやろうとしていますけれども、国として一般会計でやるんだとしたら、思い切ってオークションのようなことをやってその価値をちゃんととってきて、一番資源の有効活用ができる方向に持っていくのが一番望ましいと僕は思いますけど、今のところそこまで行ってないんですよね。

ほんとうに経済的価値をはかっているかどうかというと、電波利用料を取るときに、ある程度加味していますという発想であって、ほんとうに十分な経済的価値をとっているわけではないので、気持ちは少しだけ入ってきているけれども、発想としては使い道は共益費の範囲の中に限りましょうというロジックの中なんです。踏み込んでいいですか、どうですかというところが今回の大論争というか、こういう場にいる意味だと思うんです。

経済的価値で一番使いやすい電波のところに関して使うのに、思い切った何か新しい経済的利用のルールに従ってというか、マーケットのルールに従って使っていくようなことを考えるんだとしたら、もっともっとさまざまなことができるかもしれない。ところが、今までのルールというのは、せいぜい移動通信のための電波塔を建てますよと、田舎のほうのトンネルの中かなんかを上手につなげていくようなときに、たかだか数千万円ぐらいの補助金がつくような財源のルールはあるんですよね。たしかあったと思うんですけど。それ以外は、ほとんど共益費のルールの中で考えましょうということになっているので、我々は何を議論していいかということ、ここの議論の中で経済的価値のことまで考えて、ほんとうに電波を有効活用するための一步を踏み出していいですか、どうですかという話をしているんだとすると、全然違う世界の中に飛び込めて経済学者は活躍できるんですけども、今、全然活躍できない状態と。

【構成員】

確かに、おっしゃるようにオークションまではなかなかいかないわけです。ただ、前回のときから、全く共通の共益費という形ですべてをチャラにするのではなくて、今回のような新しい用途については、やはりその用途で当該周波数帯に受益が発生すると。その場合には、その受益に応じて負担をするという仕組みになっていると思うんです。おしなべて全部、例えば免許人全部で共通に等しく負担するのではなくて、やはり何らかの意味で、先ほど私が言いましたけれども、まさにそれで逼迫帯域の経済的価値が高まるという場合には、そこで受益の度合いに応じて負担していただくというルールで、その限りでここはある程度経済的な要素が入ってきているという面があります。

ただ、純粹に、ほんとうに経済的な形になっちゃうと、それは先生がおっしゃったとおり、限定的ですけれどもそういう形になると。ただ、この話は、結局負担の問題と密接に絡みますので、今はそういう形の話ということで一応押さえておいていただいて、これは先に進めたいと思います。

それから、前回もう1つ、実は格差是正事業の話での議論があつて、要するに、格差是正事業としてどこまでやるのかというような話になったと。そこで、これについても一定の仕切りをしておきたいので、できれば事務局のほうから、電波利用共益事務として格差是正についてどこまで考える、あるいはどこまでが望ましいかということについて、もしよろしければ考え方を述べていただければと思います。

【電波利用料企画室長】

今回、ある意味格差是正の目的、ただ電波利用料ではそうではないので、電波利用料の共益費と、あくまでもまだ共益費と、クラブの中にいるという中で考えた場合にどうなるのかということで考えを述べさせていただきまして、構成員の先生のご指摘を受けたいと思って述べさせていただきます。

まずは、ありていに言えば、電波利用料自身は、電波の適正な利用の確保に関しまして、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理をする費用を財源に充てるというふうに、これは法律で決まっているということで、当然ながら情報格差是正を直接の目的に充てることはできないと。ただし、ある施策は情報格差是正に資するものであっても、その施策によって、先ほど言ったような電波の適正な利用の確保とか、全体の受益を直接の目的として行うような事務に該当すれば、使途としてできるのではないかなと。

ここまですべて何も変わらなくて、それを情報格差是正的な側面から言えば、この言った

直接の目的として行う事務には、他の無線局に混信を起こさずにと。これは、電波の適正な利用の確保と書いてありますから、他の無線局に混信を起こさずに電波を利用する者の範囲を拡大すると。こういうことによって、全国どこでも電波を利用できる環境をつくる事務というのは、そのクラブにいる方の共通の目的に合っているんじゃないかなというふうに考えれば、単に情報格差だけじゃなくて、他の無線局に混信を起こさないというような観点で利用者を拡大するというのではないかなと思っております。

ただし、ここまで踏み込むと、やはりこの場合においては負担の按配というものがクラブの方、電波を利用する者の中で納得できる範囲内で設定されているということが前提条件じゃないかなということで、今の共益という範囲内でぎりぎり言えばこんなところではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

【構成員】

情報格差是正事業については非常に微妙な線の引き方ですけれども、どなたか意見ございますでしょうか。

今、事務局のほうからありましたように、電波を有効に使うためには、他の無線局に混信を起こさないようにすることは必要だと。したがって、強力な無線局で全国一律にといいますか、あるゾーンの範囲内で強力な電波を出せば辺地にも電波は行き届くけれども、それによってほかの無線局が邪魔されて、結局電波の有効的な利用がうまくいかないと。したがって、その場合には、むしろ発信する電波は弱くし、しかしそれによって届かない辺地については、電波利用共益費用を充てることによってそこに電波を届くようにすると。

こういう形でシステムをつくると。要するに、弱い電波を出して、しかし辺地については電波利用共益費用をある程度充てるという、そういう形で行う情報格差是正事業は、それをやることによって全体として電波の有効的な利用が行われ、要するにそれによって電波を利用することによるサービスの全体のレベルといいますか、サービス価値が上がるという形、その限りでそれが認められると。先ほど事務局が言った、負担の按配が電波を利用する者の中で納得できる範囲内というのは、私の言い方を変えれば、そういう辺地について別に電波利用料を与えることによるコストがそれによって実現する利益を上回ってしまったのなら、それはその限りで、共益費用の範囲外であるということになるだろうと。

いずれにせよ、辺地サービスを行う事業者だけではなくて、当該周辺の周波数帯を利用する者も当然その負担を負うということになりますので、その負担が納得のいく範囲内というのはそういう趣旨だということ。よりうまく説明できたかどうかあんまり自信がない

んですが、今のような話でよろしいでしょうか。

【構成員】

1つ、これまでの議論だと、多分パワーの話、出力の話が中心になっていまして、もう1つ考えなければならないのは周波数の特性の問題で、結局今までの先生がおっしゃるところでそのままなんですけれども、問題となっている周波数の帯域から遠いから自分は影響ないんだというふうに思っている側面というのが、ひょっとすると、免許人の皆さんの中にもあるかなというところがあるんですけれども、実際には例えば遠いところまで飛ばそうとしたときに、周波数を下げるとか、そういうことをやるという選択肢もあるはずなんです。そうすると、自分はもう何百MHzも離れているところだから直接的には関係ないんだと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、ひょっとしたら自分がいるところをどけと言われる可能性もあるんだよというところを少しニュアンスとして追加しておかないと、多分全然関係ないんだということで理解してもらえない人たちが出てくるんじゃないのかなというのがちょっと不安に思ったところなんですけれども。

【構成員】

私は、経済学者ではなく政治学者なので、このプロセスは非常におもしろいというか、非常に政治的な力が働いているなというのを感じますが。悪い意味ではなくて、純粋な意味での政治的な力という意味ですが。

前回、私、無線システム普及支援事業というところにこだわっているいろいろ伺ったんですが、これをやること自体、私は大賛成でやってもいいと思うんですけれども、携帯事業者さんに確認をさせていただきたいんですが、こういうことをやってほしいということは、例えば栃木県庁、埼玉県庁、その他新潟県とかからも出ていますし、いろいろなところでやってほしいというふうに絶対思っていると思うんです。そのときに、先ほどの共益費という概念で考えたときに、これがどれぐらい続くのかなということを考えておきまして、今、これは3年間で210億円という額が入っていますが、これは大体3年ぐらいで終わるものというふうに考えるのか、それともずっと続くんだろうかと。

つまり、考え方が2つあって、まだまだこれは整備していかなければいけない地域というところがあるから、この枠の中である程度続けてやっていきたいという考え方が1つで、もう1つの考え方は、もうそろそろこういうことをやらなきゃいけない地域というのは例えば5年ぐらいで終わるから、もうこんなにやらなくてもいいかもしれないと。それで、終わるころにはもう負担する額自体を下げたいと。つまり、携帯事業者さんとし

ては、共益費という形で出すのもやめていきたいとお考えなのか、その辺はいかがでしょうか。もし差し支えがなければご意見を伺いたいんですが。

【NTTドコモ】

この格差是正事業の対象箇所は、実はまだまだ数多くございまして、弊社の中でいろいろと管理というか、エリアの状況を見させていただいている中で、携帯電話のエリアではない、面積が1キロ平米のメッシュで1万を超すくらいの範囲がエリアになっていない状況がございまして。

こういった格差是正の必要な局は、やはり山間部が多いですので、1キロの範囲におおむね1局でカバーできるぐらいが、先ほどの小さいパワーでカバーをして効率的に周波数を使うという観点からすると、1キロのメッシュの中に1局というのがおおむね必要な局で、エリアをカバーしていくこととなります。ですので、今後やろうとすると、まだまだたくさんの局をやらなきゃいけないと言いながら、実施箇所については毎年100箇所程度の補助をいただいてやっている中ですので、まだまだ継続的に必要な施策だと考えてございまして。

それと、もう1点補足させていただきますが、前回もお話しさせていただきましたが、そういった1キロのメッシュをさらに拡大していくということを考えますと、1キロの中にお住まいの方の人口がどんどん少なくなってまいりますので、そういった少ない居住者のお客様がいらっしゃるところをどこまでやるかというのは、今後も大きな課題として検討する必要がございましてけれども、当面はまだ100人を切るところのお客様の箇所はご要望いただいておりますので、当面はこの施策を続けさせていただきながらエリアの拡大をさせていただこうと考えてございまして。

【構成員】

よろしいでしょうか。それでは、ちょうどこれで半分、4時半になりましたので、ここで一応使途の話をして以上させていただいて、次に、負担のあり方の話についてお話をしていきたいと思っております。

新たな使途については、やはりそれがもたらす受益の度合いに応じて負担をするんだろうと、おしなべてではなくて。そういうことを先ほども申し上げましたけれども、一応、そういう前提で話を進めさせていただきたいと思っております。そして、ここで負担の議論をするに当たり、実際にどういう形で負担がなされるか、現在の方式はどのような形で負担がなされるかについて、事務局に補足資料をつくっていただきましたので、よろしければ補足

資料を配付し、説明していただければと思います。

(資料配付)

【電波利用料企画室課長補佐】

補足資料1をごらんください。次期電波利用料の負担の原則ということで、案を作成いたしました。今、お話ありました新使途は、受益の度合いに応じて負担。すなわち、わかりやすく感覚的に言えば、使途によってある無線局が直接対策を行ってしまう場合、その無線局の受益は高いと。もう少し共益費的に言いかえれば、この1番目の丸に書いているとおり、「具体的な使途内容によって、無線局が逼迫帯域にあっても安定してそのまま使える、安定かつ良好な電波利用環境を維持することができることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的な価値がさらに高まるということとなって、当該使途をa群に分類して、逼迫帯域を使用する無線局で負担する」ということをございます。すなわち、先ほどもお話ししました、土地で言えば再開発により土地の価値を上げるようなものということをございます。

2番目の丸として、「a群に分類された使途の負担割合は、周波数使用帯域幅等により決める」というものです。

3番目の丸としましては、これはこれまでの研究会でも議論がありましたけれども、「すべての周波数にわたって電波の利用はコストが発生するものであり、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、何らかの負担があるものを基本とする」と考えることにしたいと思います。

それに基づきまして、補足資料2をごらんください。先ほどの考えのもとに、新使途の拡充を含めた各使途をa、bに振り分けた場合、このようになります。というものです。アナ変につきましては、放送に直接対策ということも考えられますので、一応真ん中の扱いで緑にしております。

一番右側の欄、試算額としまして、1番はアナ変をb群に入れた場合、2番はa群に入れた場合、3番は161億円を半々とした場合というふうに、1、2、3と分けて試算したのが補足資料3をございます。補足資料2のa、bですけれども、これは今要望があった所要の予算額をもとに計算しているものをございます。

そこで補足資料3ですけれども、先ほど言った現行制度における負担の試算ですけれども、一番上に掲げている「現行」というのは現行料額のことをございまして、平成17年度から19年度用の料額を定めるに当たって、3年前に検討した無線局の分布で計算して

いるものです。一番下に書いてある「現料額算定時の無線局分布で計算」しています。

これをもとにしまして、a群対b群を今までの用途の要望等を踏まえた予算額となった場合にどのような負担割合になるかというものを計算したのが①、②、③です。それぞれの違いは、アナ変がどこに所属するかによるものでございます。見えなくなると困る無線局の種別もでございますので、厳密なスケールとは合っていないことをご了承ください。当時、3年前当時ですけれども、携帯電話は76.5%とありますけれども、実際、今は平成19年度ですが、80%を超えております。算定上はこのようにしておりました。

それから、注意点ですけれども、算定帯域幅と書かれているものは、a群を計算するに当たって算定の帯域幅はこれで計算されていますという意味でございます。実際の帯域幅とは違います。携帯電話は266MHzの実際の幅に対して266MHz、テレビ放送は370MHzに対して6MHzで計算されております。これを試算したのが①、②、③でございます。

試算③については、a群、b群それぞれアナログ変更対策を80億ずつ振り分けたものでございます。

以上でございます。

【構成員】

それでは、この話について、まずは構成員の方々からこの負担の原則についての事務局案についてご意見をいただき、その後に免許人の方々からも補足的にヒアリングをやりたいと思います。

原則（案）の一番最初の話は、先ほどしてきた話にかなり絡むといえますか、要するに経済的な価値が高まるという点については、同用途をb群ではなくて、a群に分類して、逼迫帯域を使用する無線局で負担するというのが今までの話。

それから、a群に分類された用途の負担割合は、周波数使用帯域幅等により定めると。要するに、当該逼迫帯域を使用する無線局で負担すると。その場合、帯域幅等により決めるというのは、先ほど出てきましたように、現在のところでは携帯電話の場合にはそのままの算定帯域幅になっていますが、テレビの場合は現実の帯域幅とは違う形になっているので、そのところをどう考えるかということに絡みます。

それから、すべての周波数帯にわたって電波の利用はコストが発生するものであり、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、何らかの負担があるものを基本とすると。この原則は、現在、国等の場合は電波利用料が免除されているわけですがけれども、

しかし、国等が使っている周波数、あるいは電波の利用もコストが発生しているものであると。それを無償もしくは半額負担としていることは、結局そのコストをそれ以外の免許人に転嫁しているということになっているので、そのことをどう考えるかと。「基本とする」というところは確かに微妙なんですけれども。それにつきまして、構成員の方々のご意見を、このとおりでいいというならそれまでですけれども、しかし、「等」とか「基本とする」とか、どうとでもとれそうな表現があるんですけれども、どうぞ、どなたからでも。

【構成員】

a群、b群の分け方のイメージがわかったようでわからない感じもするんですけれども、例えば逼迫地域というか、ニーズの高いところというか、そういう帯域という考え方もあるし、それから地域の話もありますよね。全然逼迫していない地域の同じ周波数帯でも逼迫していない地域もあって、だから大都市地域やその周辺というのは相対的に、そこで電波を利用する人は余計めに負担をするようなことになっていたり、制度としては少しはそういう負担の関係が加わっていたんではしたか。

【電波利用料企画室長】

まず、どういうふうに電波利用料を算定しているかというのと、まずa群とb群で、b群は、均等に無線局全体で金太郎あめ的に分けましょうと。a群は、経済的な価値に従ってやりましょうと。その経済的な価値というのをこの1番目の丸でもうちょっとブレークダウンをして書いたと。その後どうなるかというのと、算定帯域幅というのを出します。基本的には、a群のところは、やはりまずは逼迫性ということで、ゼロから3GHz、それから3GHzから6GHz、それからそれ以上というふうに3つに分けて、一番下のところが一番逼迫しているということで、前のバージョンでは200億の中の150億円をそこに充てて、その次に3から6GHzのところを50億円を充てて、6GHz以上は逼迫度が非常に弱いと、希薄だということでもたまたまゼロ円としているというふうにしております。

そうした上で、それぞれのブロックごとにどれだけの周波数帯域を使っているのかということで、要するに土地の面積みたいなものでそれぞれの無線システムを割り当てられておりますから、それぞれの無線システムを幾らにするかというふうにしていくと。これが、先ほどの算定の中の算定帯域幅というところで、いろんな勘案要素でそれが実際の周波数帯とは違う形になっているということになっています。

じゃあ、その後何かの無線システムの中で1局当たりの具体的な料額をどうするかといったときに、大都市の場合とそうでないところと、そこに地域性の関数があって、そのの

無線システムの中で分けていただいているというような形になってございます。

あと、出力もそこに一緒に勘案しているということでございます。

【構成員】

たしか3年前の議論のときに出てきていた問題として、結局帯域課金にしているもう1つの理由というのは、周波数利用の有効利用の問題なんです。結局、同じ帯域を使うときに、1つの無線局で占有するのか、例えば携帯電話みたいにたくさんの無線局でシェアするのかというときに、単純に無線局数に比例になってしまうと、有効利用しているにもかかわらず非常に高い金額になってしまう。だから、今のお話で3GHzまでのところ、それから3GHzから6GHzという非常によく使われているところでは、帯域課金のメカニズムを入れたという経緯があったんじゃないかなと思うんですけれども。

【構成員】

ちょっと教えてもらいたい点があります。算定帯域幅は、実際の周波数帯域幅とは異なり、色々な要素が入っているということでしたが、具体的にそういう要素を入れない帯域幅はどのようになっているのですか。携帯電話とテレビ放送に関して、教えていただければ。

【電波利用料企画室長】

携帯電話につきましては、266MHzが実際の帯域で、算定帯域幅が266MHzとなっております。放送につきましては、370MHzが実際の帯域幅に対して、算定帯域幅は6MHzになっているということです。

【構成員】

それでは、370MHzが6MHzになっていますが、どうしてそのように小さくなってしまったのでしょうか。その辺の要素を教えてください。

【電波利用料企画室長】

3年ごとに決めているので、3年前のときに決めた議論ということで紹介いたしますと、テレビジョン放送局につきましては、公共性に加えて、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているところですので、特例的にこのようなことにしたと記されてございます。

【構成員】

公共性という観点も含め、30億円の追加的な措置を入れているということですが、デ

デジタル化のために設備のコストがかなりかかると思います。例えば、これも先の話でこの3年間ではないのですが、2011年にデジタル化が終わったときはその考慮はなくなるのでしょうか。

【電波利用料企画室長】

3年ごとに決めるので、そういう意味では、今回またその3年目という時期になっていると思ってございます。また、当然2011年になれば、またちょうど3年目になるので、そういう中で適切に決めていくのかなというふうに考えてございます。

【構成員】

意見というのか、3年前の議論のときに少し加わっていた人間から言うと、ここで言われているのは、結局6MHzになっていて、あまりにも少ないじゃないか、60分の1じゃないかという話になってくるわけですが、諸外国の例を見ている、デジタル化推進のインセンティブをつけるということで免除されているようなケースもあったんです。

ただ、日本の場合、ここが非常に難しいのは、デジタル化を促進するから免除するというのは、当時諸外国の流れではあったはずなんですけれども、一方で、日本の場合、アナ変にお金を出しているというのがもう1つ特殊要素で入ってきている。ですから、そこら辺の勘案がおそらくこの数値、何らかの形でどこから出されたんだろうと思うんですけれども、両方を勘案しなきゃいけないというのが諸外国の例との大きな違いになっちゃっているということなんですよね。

【構成員】

それでは、よろしければ、構成員だけではなくて、免許人の方々も含めて、公開ヒアリングの形で行いたいと思います。この事務局が出した補足資料(案)、補足資料1だけでなく、補足資料2、3、4等についてご意見のある方は挙手をしてお話しください。

【ソフトバンク】

今の370MHzと6MHzの議論は、ぜひ私どもとしても根拠を明らかにしてもらいたいと思います。

もう1点、負担の原則、一番頭なんですけれども、この中の2番目の丸で、a群に分類された使途の負担割合は、周波数使用帯域等という「等」のところはかなりいろいろなものがあるのかなと思ってまして、私どもから意見書として出させていただいておりますけれども、3GHz以下は一律ということではなくて、ここは逼迫度合いということとも大いに関係するんですけれども、実際の使い勝手とか、そういったいろいろな面で800メ

ガですとか、2GHzですとか、周波数の違いもございますので、そこを考慮していただけるようお願いしたいと思います。

【KDDI】

弊社もやはり同じように、この算定帯域幅のところについては、素のものを今回もう一度出していただいて、勘案すべきものについてまた新たに整理するというのがよろしいのかなということをお願いしたいと思います。

【構成員】

素というのは、要するに一旦帯域幅で計算してみて、それにどう算定しているのかということをもう1回、勘案事項を全部チャラにして最初から整理してみたいということですね。

【KDDI】

はい。

【ソフトバンク】

先ほどの当社コメントに加えて、今回、意見書のほうでも書かせていただいているんですけども、料額を決めるに当たって減免係数のようなものを新たに導入していただく案はどうかと私どもは考えております。それは、周波数を有効に活用したら、やっぱり電波利用料が少し値引きされるとか、そういうものをこの機会に導入していただければいいかなということでご提案しております。

【構成員】

要するに、「等」の中に減免係数というものを加えてほしいということですね。

【ソフトバンク】

そうですね。

【ウィルコム】

今の負担の実績を見ますと、携帯電話の事業者は8割を超えているという構造になっておりますので、広く負担をするという形から見るとあまりにも極端過ぎるところがありますので、やはりここは少し見直しをしていただきたいということと、お話の中で、国の機関が今免除されているというお話もありましたけれども、電波を使っているみんなで負担するという原則からしまして、やはり国も一部負担をすべきではないかと思っております。

国が負担することによりまして、電波利用料を一般財源で一部負担していただくということにもなりますし、また電波利用料というのは周波数を有効に利用するというインセン

タイプにも働くと思っております。なるべく少ない帯域で済まそうというインセンティブも働きますので、やはり電波利用料の免除というのは見直すべきではないかと思っております。

【構成員】

確認のために事務局のほうにお聞きしたいんですけども、これを試算したときに、テレビと、例えば携帯電話みたいなものが両極端で出ていますけれども、決定的に違うのは、携帯電話というのは端末1個1個免許を持っていますよね。だから、端末1個1個からお金が取れるわけです。ところが、テレビの場合は、テレビの受像機というのは、あれは一応無線機となっていないので取れないですよね。だから、放送局に全部ガンと来ちゃうと。試算したときにはその辺の係数、考え方というのは入っているんですか、いないんですか。

【電波利用料企画室長】

まず、電波利用料は、無線局に対して課金するということになっておりますので、テレビジョンは受像機、受信設備なので無線局と観念されておりません。ですから、受像機からは取ることはできません。周波数を使っているところに着目すべきと考えます。

先ほど、携帯1台1台からということなんですけれども、それはある意味、事業の収益構造の問題だと思うんです。どんな事業でも、必ず何かしらのコストがあつて、それを回収しなければいけないと。それがたまたま携帯1台当たりという形になっているだけであつて、それは放送であつても、広告収入というところから収入が来て、当然コストがあつて、それで損益計算書ができてということになっていくわけですから、要はそれはそれぞれの構造の問題ではないのかなと思っております。

もう1つ言うと、今ここでa群、b群となつてございますが、そういう意味では、b群は無線局数で均等割しているという面から言うと、確かに携帯端末は今420円ということで無線局としては一番少ない金額になっていますけれども、要するにb群のところできいてくるのは携帯端末ということになりますので、b群に用途をかければかけるほど、それは携帯端末当たりの単価を高くするというふうな構造になっているということだけ申し上げます。

【構成員】

ですから、確認したかったのは、決め方は無線局の数に掛け算しているわけではなくて、割り当てた周波数で、あくまで今説明あつたような、この周波数はこれだけ価値があるから幾らだよ、それで負担しなさいよと言っている形ですね。

【電波利用料企画室長】

a 群についてはそうです。

【構成員】

そうすると、極端なことを言うと、放送の送信機というのは1台当たりべらぼうに電波利用料を払っているけれども、携帯電話の基地局は、1台当たり換算したらべらぼうに安くなっちゃうことはもうしょうがないよということですね。

【電波利用料企画室長】

しょうがないというのは、これからの話ですか。

【構成員】

いや、今の割り振り方を見て。

【電波利用料企画室長】

現状を申し上げますと、携帯の基地局は、1台、1局当たり4,100円です。放送は、追加料額は考えないで、まさにコア部分ですけれども、東京タワーの大出力であっても、小さい局であっても、現在は2万5,700円ということになってございます。

ただし、前回の改正において、ラジオだけは経済的な価値を幾つか導入して出力等、そういったことも含めて料額を上げているという状況です。

【NTT東日本】

私ども、4GHz、5GHz帯というところから引っ越しをする準備をここ数年でやり、投資額も大体80億ぐらいなんですけれども、その80億の対象となっているのはすべてルーラルなエリアで、ほとんどがユニバーサルファンドの対象の地域でございまして。そういう場所で今80億かけた上に、きょう、ここで多分この黄色の部分が私どもの今回の対象になると思うんですけれども、現行よりかなり負担の幅が広がっているということになりますと、このルーラルエリアにもっと費用をかけろということになると思うんですが、採算が非常に厳しいというところもありますし、経済的にも、対外的にもどうやって説明するのかというのがありますし、やはりこれだけの引っ越しの80億という金を積んでいまして、それにさらに電波利用料も、今の私どもの試算でいくと5倍とか6倍とか7倍とかと、多分そのくらい上がるということになると思うんですが、ちょっと耐えがたい部分が正直なところでございます。そういう面もぜひお酌み取りを……。

きょうは主たる議論が携帯電話と放送かもしれませんが、私ども貧相な地域会社も、こういう点では少なくとも据え置きぐらいにさせていただかないというわがままなお

もない、いわゆる免許不要局というような扱い方が結構多いと思います。そういったものにつきましては、従来同様、非徴収という形を継続していただけたらと思っております。

それから、もう1つは、きょうの議論が経済的価値ということを軸に議論されていると思います。しかしながら、電波の利用というのは必ずしも商業的な利益追求のために使おうとしているだけではございません。例えば、今、地球温暖化対策ということでCO2削減と、自動車業界としては燃費改善にかなり努力をしておるところですけれども、やはり交通の流れ全体としての渋滞解消、円滑化をやらなければいけないということに取り組んでおります。そうしますと、そういった車の動きをリアルタイムでちゃんと把握してどうすべきかという全体の最適を図ろうということで無線技術を使えないかと。あるいは安全でも、歩行者や自転車との事故を防ぐのに、そういったものの存在をお互い知るといようなことに使えないかと考えております。こういったものは、別に利益の追求でやるわけではございません。そういったときに、経済的価値というものはちょっと違った、社会全体の課題解決のための電波利用という視点でいった場合のこういったものの負担のあり方、あるいは算定の仕方というところをぜひご考慮いただきたいと思っております。

【国土交通省大臣官房】

国の河川、道路、ダム等の事業遂行のための無線局の管理運営をやっております。

まず、いただきました資料の3点目につきまして、丸の3つ目でございますけれども、現在、国等の無線局について免除措置ということになっておるんですけれども、この見直しということについて、意見を申し上げたいと思っております。

結論と申しましては、国等の無線局に対する免除措置について、一定の条件下においては現在の免除という措置を継続していただきたいというのが意見、要望でございます。電波の利用はコストが発生するから全員で負担ということではあるんですけれども、国等の場合においては、今、商業ベースだけではないというお話もありましたけれども、国民全体、地域全体に対しての受益があるということだと思いますし、電波利用料が特定財源ということを考えれば、国庫循環ということでは必ずしもないのかもしれませんが、大きな意味では国庫循環かなと私は思っております、そういう観点から、一律全員の負担だということについてはご再考願いたいと思っております。

ただ、一定の条件と申し上げましたのは、もちろん、有効利用に対する努力でありますとか、あるいは、そもそもそれがどういう無線局の目的のものなのかといったようなところは、しっかり検討されるべきだと思っております。平成17年の閣議決定の中にありま

した、例えば、真に公共性が高いといったような要素、あるいは電波の有効努力をしっかりとっているといった要素。これは、我々から見ましても、まさに適当な要素なのではないかなと考えております。

【構成員】

ちょっと、国のお話に急に移ってしまったんですけども、先ほど、どなたかが、減免ではなくて、要するに勘案要素を全部取っ払って、一応資料を出してほしいという。なかなか難しいんですけども、国については事務局から、現在、どういうふう免除をしているか、あるいは今おっしゃったように国の無線局で電波の有効利用をどの程度進めているかについて資料をつくっていただいていますので、その資料を今、よろしければ配付していただいて、ご説明をいただいて、それでまた議論をしたいと思います。国以外の話には、また後で戻りますけれども。

(資料配付)

【構成員】

配付に時間がかかるんですね。では、その間に、国の話ではなくてもよろしいですから、どうぞ。

【情報処理装置等電波障害自主規制協議会】

24日の議論に参加できなかったために、ちょっと恐縮でございますが、この使途のところを確認させていただきたいんですが、このb群の下から2番目に、「安心・安全に電波を利用するための環境を整備する事業」というものが定義されておりますが、今回、私は、1つ提案をさせていただきます。それは、電波環境浄化事業という名前をつけさせていただきますが、これをこの使途に加えていただきたいという提案をさせていただきます。

これはどういうことかといいますと、私どもは、特にIT機器がデジタル化されまして、マイコンがたくさん入っていると。その結果として、雑音電波を出す傾向がある。その結果、携帯電話が受けにくくなる、あるいはテレビが見にくくなるという状況が出ないように規格を決めまして、ノイズはこれ以下にしないとイケませんというような活動しております。それが適正に守られているかどうかを、市場からサンプルを抜いてきまして、実際に測定をするというような事業をしておるんですが、それを広く、電波環境浄化事業と呼ばせていただいております。

その中で、今、私どもは何が困っておるかといいますと、この雑音電波がある、例えば

パソコンからどれだけ出ているのかというのを評価するのを適合性評価と言っておりますが、これをやるためには、電波が反射しないような広い場所を使いまして、アンテナを立てて、実際の装置を置いて電波をはかるという装置が要ります。測定設備といいます、これが数千万円の投資が要るものです。今までは、そういうものをたくさん使っていたんですが、妨害電波が来ないように結構山間の僻地を選びまして、そういうところでやっております。

ところが、このデジタル放送が始まりますと、スペクトルがワーストと広がってしまう。しかも、最近では24時間放送になってきたために、前のアナログテレビですと、ある程度帯域が限られておりますのでその部分を避けてやる、あるいは、夜中に使うということでもしのできたんですが、今やもう、それが使えないというところがかなり出てきておりまして、じゃあどうするのかというと、結局、電波暗室という建物を建てまして、中に電波吸収体というものを張った設備にしなければいけない。すると、これはやっぱり数億円の投資が要ります。したがって、なかなかそこに行けない事業者もいると。もちろん、もうやっている事業者もおりますけれども、今までできていたことが、私どもとしては電波環境をよくする、テレビや何かに妨害を与えないようにするというところでずっと活動してきたわけですけれども、今回、逆にデジタルテレビができたためにそれが使えなくなってしまうという、ある種の迷惑をこうむっている立場にあります。そういう意味で、いわゆるオープンサイトから電波暗室という、投資がかなり要るということ。それに対しての何か優遇税制ですとか、助成とか、そういうことも含めて。

あるいはもっと広く考えますと、例えば、出力を減らさないでテレビがちゃんと見えるようになる。あるいは携帯電話については、出力を上げようとするすると、これは人体影響とかそういう問題が起こるわけですけれども、そういうときに電波環境を悪くしないというふうに我々は日ごろ活動しておるわけですが、そうしますと、そこにも当然貢献しているはずであると。そういうことから、この電波環境浄化事業というものを、ぜひ用途に加えていただきたいというご提案を申し上げます。

【構成員】

一応、提案としてお受けしようと思っております。それで、今の、国等にかかる電波利用料の免除額の試算について、ご説明をいただければと思います。

【電波利用料企画室課長補佐】

補足資料をごらんください。これは、現在、全額免除、半額免除の規定がありますが、

仮に規定がない場合に、電波利用料の納入告知書を発行したら幾らになるかという額の合計でございます。

一番上の段が、全額免除対象局における全額免除額の合計です。2番目が、半額免除の額の合計です。半額の分の合計でございます。3番目が合計でございますけれども、ごらんのとおりに年々増加傾向ということで、平成18年度はさらに増えるものと思われまして、平成17年12月に電波法の新料額の適用というものがございましたので、そこから増えています。

2枚目は参考でございますけれども、第1回目の資料の抜粋でございます。表の真ん中に、全額免除、半額免除とありますけれども、それぞれ、全額免除というのは一番上の段と3段目と4段目の合計値が、先ほどの資料の上段に相当するわけでございます。半額免除というのは防災行政無線でございます。

【構成員】

今、国土交通省から、国等、特に国土交通省の利用について免除をそのまま維持するということについてご意見があったわけですが、構成員の方、あるいは免許人の方々、何かご意見はありますでしょうか。

【構成員】

いずれにしても、共益費というのが幾らになるかは別にして、だれかが負担をしなければいけない、そして、その電波利用料というのは前回のときに経済的価値のようなものにある程度配慮したことで、たくさんの方がというか、低度未利用のような方は返していただいたというメカニズムがありますよね。電波が返ってきたんですよ。そういう意味では、電波利用料をとることによって、電波そのものを使うことに関する資源としての意味というのは皆さんが認識してくださっている。これは、国が使おうが、地方自治体が使おうが、公的に利用しようが、それはとても貴重な資源であって、みんなが有効活用をしなければいけない。だから、ある種の担保をとるような形で条件をつけていて、高度利用することに工夫しましょう。しかも、それは地域性もあるし、使い勝手のいい周波数帯というのがあるので、面倒くさい割り振りの議論というのがどうしても必要になってくるといことなんですよ。しかも、全体としてはかかる総額というのがある程度見えてきて、きょうのような話だと、今までよりももう少し引越しの費用も含めてもう少し高くなっていかなければいけないということが議論されていて、全体としては電波を利用する人たちの数とか局面も増えているわけだから、淡々と今までの負担のまま、需要だけが増えて

いて、それにこたえられる状態で全体の費用が出ていけばいいんですけども、きっと、そうはいかなくなる。何らかの形で負担をしようというのは、最後は政治の問題かもしれないんですけども、もう、今の段階で多くの人たちは電波を資源として見なして、それを有効に使うために、何らかの形の担保を確保しなければいけないということに関しては、皆さん、認識されているということと、それから、現行の負担が、さっき言った60分の1だというようなケースをどう考えるかということも議論だし、でも、それは過渡期中にある状態で、ただでさえ負担が多いときにこんな話をしているかどうかというのは、やっぱり政治的な議論かもしれないですね。

もう、多分、ここにいらっしゃるほとんどの方は、この電波の利用料に関する必要な、考慮しなければいけないファクターはわかっている状態になっていますよね。だから、後はだれがどれぐらい我慢できるかという世界のところで、そんな話の中に放り込まれたくないよというのが正直な話でして、しかも、ユビキタスで、新しいものもどんどん使っていかなければいけなくて、そういう意味では電波をもっともっと有効に利用して、我々の日常生活を豊かにしなければいけない環境にあります。これも、だれもがわかっている状態ですね。

つまり、みんなの需要が膨らんでいって、知らないうちに負担をしながら全体が負担できるようなメカニズムにそっと持っていくことができれば、行政としては優等生ということになるんだと思いますけれども、そのすき間を見つけるということがここに課されていることだと改めて、前回もそう認識しましたけれども、今回はもっともっとその状況が厳しくなっているということがわかりました。

【構成員】

いただいた資料2つに関して、確認も兼ねてご質問させていただきたいんですが、まず、国に関していうと、これは、英国で特に一番問題になっていたところは、防衛関係なんですよね。ですから、これはたしか、日本の場合には防衛とか在日米軍とかは、無線局の免許の対象外ということで、この議論から抜けていると考えていいんですね。

それと、もう1点は、先ほど、料額の、前の資料に戻ってしまって申しわけないんですが、料額のある計算表のところでしたけれども、たしか、今、NTT東日本さんと西日本さんからおっしゃられた点というのは、現行では周波数を移行するものに関しては半額とかの減免処置がありましたけれども、それは、今度新たに計算された部分では勘案された額として出ているのかいないのかで、大分話が変わってくるような感じを受けるんですけ

れども、ちょっと、その点だけ確認をさせていただければと思います。

【電波利用料企画室課長補佐】

この補足資料3の数値ですけれども、現行料額640億円の料額の算定においては、この減免措置を勘案して計算しております。

【構成員】

勘案済みでこうなっている。

【電波利用料企画室課長補佐】

はい、そうです。勘案しています。ほかの1、2、3も同じです。

【構成員】

1つ確認したいんですけれども、この電波の利用者の中で、公的、社会的責任の重いところというので、例えば、東京電力とか東京ガスとか、それから空港無線とか、そういうのはどうなっているんですしたっけ。災害用に電話システムを持っていらっしゃるんですよね。

【国土交通省航空局】

今、空港無線の話が出ましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

今、航空管制というのがございますけれども、空港のほうにも無線施設を持っております。航空管制は、要するに国が今実施しております。これは、飛行機に、航空援助施設と申しまして、電波の灯台みたいなものがございまして、そこから情報を提供すると。あるいは、航空交通管制ということで、飛行機と地上の通信、あるいは管制システムで管制をやっています。こういうものにつきましては、もともと国が、どこの国も大体同じような話でございますけれども、国がやっております、非常に他の民間機のみならず、一般の小型機、あるいは米軍機、自衛隊の航空機までまとめまして、私ども航空局が航空路管制というのをやっております。空港につきましては一部民間の空港とか、あるいはそういう自衛隊の空港、米軍の空港がございますので、それはそれぞれ行っていますけれども、全体の管制は私どもが行っているということでございまして、先ほど真に高い公共性とかそういうのがございましたけれども、私どもも非常に高い公共性、あるいは電波の有効利用をちゃんと図っているかということに関しまして、いろいろと意見を申し述べたいと思ひまして、非常に私どもは航空交通につきましては、我が国の経済、国民生活を支えるということでございまして、非常に交通基盤として今後もどんどん発展していると。あるいは、国際競争力強化だとか観光、国際交流ということもございまして、あるいは、地域の輸送基

盤、地域経済の活性化ということもございます。あるいは離島とかそういうところの生活の足という面での、航空も非常に重要でございまして、さらに、この前も新潟の震災がございましたけれども、そのときに災害復興拠点としまして、航空が非常に、ヘリも含めまして有効活用されたということがございまして、それを支えていますのは、今いいました航空の援助だとか、私どもがやっています航空管制でございまして、そういう意味では非常に人命とか社会基盤ということで考えておりまして、これはいろいろと電波利用料に関しましては、先ほどから議論がございまして、そういう面で真に高い公共性を有しているもの、あるいは電波の有効利用につきましては、私どもも航空機の場合は非常に世界的なものでございまして、非常に航空機側、あるいは世界の共通システムということでございまして、なかなか日本だけではどう変えるというのも難しい面がございまして、その中でいろいろな有効利用というものを図っております。そういうことを考えまして、ぜひこの辺の電波利用料に関しましては免除というふうに現在なっておりますけれども、ご配慮いただければと考えております。

【構成員】

ただ、確かに高い意味での公共性はあるわけですが、それを言うんだったら放送局も通信事業者も、それぞれ公共性があるということで、基本的な違いは多分ないだろうと思います。先ほどの電波利用料の共益費についての定義にも絡むわけですが、電波利用料を全部で共通にというか、用途について電波利用料を負担するというのは、それが免許人全体の利益に資する形の場合においてのみ、それを全体で負担するという仕組みになっている。これに対して国、今の航空無線もそれによって受益者を、電波利用、無線局、免許人ではなくて受益者は国民一般という形になっている。受益者が国民一般という場合には、そこについては電波利用料を免除するという理屈は、正面から必ずしも出てこないという、多分、そういう話になってるだろうと思います。その意味において先ほどどなたかおっしゃったけれども、一応は国等の場合についても、当然には免除されるというものではないということで、ほかの分野も含めて、やはり先ほどどなたかが全部チャラにして議論しろという、チャラにして議論する中に加えさせていただければと思います。

それで、ちょっと時間の関係もありますので、また議論しますけれども、ちょっと、もとに戻りまして、先ほどから電波利用料について、特に携帯事業者と放送事業者との間で負担が違うといいますか、あるいは周波数幅等という場合の「等」があまりに大き過ぎる

のではないかという話が出てきて、その用途について、受益の度合いに応じて負担をするという場合において、既存の免許人間の負担の違いというものをどう考えるかということの議論をしたいと思います。後でご意見をいただきますが、その場合において、この問題につきましても既に放送事業者の方から、平成17年度の具体的方針でデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮し、現行水準程度に設定する旨明記されていると。これを逸脱するような措置の検討は適切ではないというご意見があったわけですが、まさにそれを今検討しているわけですけれども、それについては事務局のほうから、まずその前提というものを発言願えればと思います。

【電波利用料企画室長】

繰り返しになりますけれども、電波利用料というのは3年ごとに必要なものを皆さんで負担していただくということで、3年ごと考えるのが基本かと思っております。また、デジタル放送も、考えてみれば実は先ほど、2万5,700円というふうに、これはアナログ放送ですけれども、デジタル放送につきましても、1局全部均一で7,400円ということで、この料額についても勘案しているというような状況で、かなり基地局としては、これからまだ打っていくんでしょうけれども、そういったような状況になってきているという中で、これからの今後の3年間ということで、これについて検討するというのを妨げるまでのものでもないかなというふうには思っております。だから、ここの免許人の方々がそれでもよろしいと言うのであれば、そういうような結論もあるし、そうでない言うのであればそうでないと。我々は、多分、株主総会というか、資本をお預かりしているものですから、そこら辺は皆さんのご議論をいただきたいなと思っております。

【テレビ朝日】

放送がいろいろと検討の俎上に上がっているんですが、370メガ使って、算定は6メガということなんですが、これは一緒に使っているわけではなくて、NHKと民放127社全体として全国で使っているわけなんですが、その民放127社も、今、デジタルの投資を年間500億円ずつしております、これは中継局が増えれば増えるほどデジタルの中継局の電波利用料もその分増えると、この3年間で毎年毎年増えていくわけなので、その部分については十分考慮していただきたいということと、それから、やっぱり、民放の中でも地方の民放の中で、例えば、売り上げが年間二、三十億円のところで中継局の整備をして、それからその負担で、昨年度の決算でも10社に1社ぐらい赤字決算になりそうだといいところもある中で、二重三重の負担増ということになってきますと、やはりデジ

タル化を進めるに当たって相当の大きい障害になりますので、この20年度から22年度の3年間については一番苦しい時期で、ここについては民間放送事業者の台所事情とか諸般の事情を十分勘案していただければと思っております。

【構成員】

今の後者の話は地方ローカル局についての事情で、その分キー局のほうは別にこたえないと。増えても構わないという、そういうことですか。

【テレビ朝日】

いえ、そういうわけではなくて、キー局も22年度までは1社3億円プラスアルファで追加料金を払っておりますので、それについては我々も全く負担を免れているわけではなくて、十分負担はしているというふうに考えております。

【構成員】

多分、携帯事業者さんはもっと負担していると思うんですが、そこはどう考えられますか。

【テレビ朝日】

それぞれ、払える台所事情というのがありますから、一概に負担する額で比較されると、やはり経営の規模というものもありますので、そこをよろしくお願いします。

【構成員】

だから、経営の規模で、結局、一応6MHz分と、携帯事業者の60分の1の経営規模でしようか。

【テレビ朝日】

我が社の場合でいいますと、テレビ朝日も使っている周波数は6MHzですので……。

【構成員】

いや、今聞いたのは、負担は会社の経営規模にかかわってくるという話をされたと思うんですけども、事業者とですね。要するに、キー局といってもそれは携帯通信事業者のほうで経営規模が大きいだろうということをされたから、それについての話をしているの。

【テレビ朝日】

ちょっと口が滑ってしまったかなと思いますけれども。

【構成員】

今のしかしおっしゃったことはこちらは想定範囲内で、実は携帯事業者と放送事業者の経済指標の比較についても、ちょっと資料がありますので。ちょっと今、配付していた

だければと思います。

(資料配付)

【構成員】

その間、どなたか、また別のことでいいですが。

【海上保安庁】

また国に戻って申しわけありません。海上保安庁でございます。

公共性につきましては、国も民間も公共性の部分は共通であるということで整理する方向であればいたし方ありませんけれども、海上保安庁が特別にご存じないところをご紹介したいと思います。実は、不法無線局の取り締まりをやっております。電波監視施設の整備等で76億円計上してございますけれども、海上保安庁も不法無線局、遊漁船ですとかプレジャーボート、これらの取り締まりをやって検挙しております。また、国際遭難周波数、チャンネル16というのがございますけれども、海上における遭難周波数です。これがFM変調になっておりますので、ある局が電波を出しっぱなしにしておりますと、マスキングといいまして、ほかの船舶が通信不能になります。これらの発信源の探知と停止という仕事もしておりますので、ここでご紹介しておきます。

要望は、3番目の一番最後の言葉を残していただきたいと。よろしく申し上げます。

【構成員】

今の海上保安庁の場合には、不法無線局の取り締まりをしていると。それによって電波の有効活用に資していると。それゆえそこは免除の理由になると。しかし、ただ単にほかに無線局を使っている国のほかの無線局は、そういう免除は必要はないという、その理屈にはならないという。場合によってはそうなるのではないのでしょうか。一応、ご意見として伺っておきます。

それでは、補足資料4について、事務局からご説明ください。

【電波利用料企画室課長補佐】

本日は、「携帯電話事業者と放送事業者の経済指標による比較」ということで、三菱総合研究所様をお招きしております。よろしく申し上げます。

【三菱総合研究所】

本資料の目的でございますが、電波を利用する2大産業である携帯電話と放送業界につきまして、それぞれの産業規模に対する電波利用料額の比率を分析することで、電波利用料支払いの公平性の検討に資する客観的なデータを提供するというところで、総務省様のご

委託をいただきまして、弊社で調査を行ったものでございます。

2 ページ目、本資料の内容でございますが、産業規模を問わず複数の経済指標を用いて比較分析を行いました。IV以降の資料では、具体的には電波利用料とそれぞれの経済指標の相対的な比率、すなわち料額を各経済指標で割った数字、パーセンテージ。これを業界別にお示ししております。

また、年度につきましては、平成17年度単年と、平成15年度から平成17年度の3カ年平均の2種類でお示しております。

データの見方でございますが、先ほどご説明した比率につきまして、この比率が高い業界あるいは企業のほうが、その経済規模に比べて相対的に多くの電波利用料を支払っているということを示しているものでございます。

3 ページ目をごらんください。経済指標のベースでございますが、連結、単体という2つの見方がございます。連結で見るとは、その企業グループ全体の財務動向を見ることができ、電波事業とは直接関係がない子会社等のデータも含んでしまうという課題がございます。例えば、放送事業者の場合、通信販売事業、ビデオ・音楽ソフト販売事業等を行っている子会社さんがございますが、これが入ってしまうような課題がございます。

一方、単体について比較を行いますと、そうした問題は解消されるわけですが、グループ全体での比較ができないというような課題がございます。以降、ちょっと企業名につきましては敬称略でご説明することをご容赦ください。

NTTドコモを単体ベースで見ると、その指標には地域のNTTドコモ各社が含まれないということでグループ全体での比較ができないというような課題がございます。そこで今回の資料では、連結、単体それぞれについて分析を行うことで多角的な見方を提供するという立場をとっております。この後の資料では、まず連結ベースの比較についてお話しして、次に単体ベース、そして最後に関連市場も含めた総市場といった形で比較していきたいと考えております。

4 ページ目は本資料で用いている経済指標の定義・概要でございますが、こちらは本日は説明を割愛させていただきます。

5 ページ目からが具体的な比較の結果でございます。まずは連結ベースの経済指標による比較でございますが、下のほうに3つグラフがございます。左手が連結売上高、右手が連結営業利益、経常利益に関するグラフでございます。それぞれのグラフには、一番左に

携帯事業者3社平均、真ん中に民放キー局の5社平均、そして右手に民放キー局5社平均のサイマル放送分の追加料額を除いたもので計算した結果を示してございます。

図中に矢印と倍率も書いてございますが、これは平成17年度のデータにつきまして、その格差を示したものでございます。ごらんいただきましてわかるとおり、全般に放送業界よりも携帯電話業界のほうが利用料の支払比率が高い傾向にございます。

具体的には、売上高に対する比率では、携帯業界が6.2倍。また利益について見た場合、経常利益では3.2倍、営業利益では3.5倍とやや格差は縮小しております。これは携帯電話のほうが利益率が高いことを反映しております。

また、先ほどもご説明しましたサイマル放送受益分の追加料額を除いた場合には、支払いの格差は当然拡大いたします。売り上げベースでは156倍、利益ベースですと80倍～90倍といったオーダーになっております。

めくっていただいて6ページ目でございますが、今度は連結の資産額に関して比較を行ったものでございます。左手が連結総資産額、右手が連結純資産額についての比較でございます。総資産額ベースの比率ですと、携帯電話業界が約7.5倍。また純資産ベースで見ますと、放送業界のほうが自己資本比率が高いということを反映して、格差がやや拡大しまして8.9倍という形になっております。

7ページでございますが、7ページでは今度は単体での比較を実施しております。グラフのほうでございますが、連結のときと同じように左手に売上高、右手に利益の指標で示してございます。ごらんいただきましてわかるとおり、単体でもやはり全体に携帯電話業界のほうが支払比率が高くなっております。ただし数字をごらんいただきますと、連結ベースの比較に比べますと格差がやや縮小しております。これは冒頭でもご説明しましたとおり、放送業界では電波事業以外の事業の比率が比較的高いということで、その分を取り除きますから、比率ベースでは高く出るということになっております。

また、単体ベースの比較につきましては、キー局5社だけでなく、民放127社全体の平均についてもお示ししております。数字をごらんいただきますと、民放キー局5社平均よりも127社平均のほうが支払比率はさらに低下しているという状況にございます。ただし、これは追加料額を含めたベースの比較でございまして、追加料額を除いた場合には、むしろ127社平均のほうが多く支払っているという形になっております。

8ページ目でございますが、今度は単体の資産での比較でございます。こちらも連結の場合と同様、携帯電話業界のほうが総資産ベースで6倍、純資産ベースで8.5倍という形

で格差が出ているということでございます。また、キー局5社と民放127社の傾向につきましては、先ほどの売上利益と同様でございます。

9ページでございますが、冒頭で申し上げましたとおり、これまで連結、単体それぞれ比較を行ってまいりましたが、実はそれぞれ課題がございます。そうした課題を解消する方法ということで、弊社でちょっと調整した比較を行ったというのがこのページでございます。

具体的には、放送業界とソフトバンクモバイルにつきましては単体の経済指標を用いております。一方、NTTドコモとKDDIにつきましては、地域の電波事業を用いる子会社がございますので、これを含めるために、連結ベースの財務データから移動体事業セグメント分を抽出するという形で数字をつくりました。

その結果がこの9ページの下に示してあるとおりでございます。結論としては、ベース調整を行っても、支払比率に大きな格差があるという状況には変わりはありませんということでございます。

10ページ目でございますけれども、今までは携帯電話事業者、放送事業者だけについて比較を行ってまいりましたが、ここでは周辺産業を含める形で市場規模の比較を行っております。

下の図をごらんいただきまして、まず(A)周辺産業を含めた総市場規模というところを見ますと、携帯電話業界が13.8兆円、放送業界が6.6兆円ということで、約2.1倍の差がございます。一方、電波利用料の支払いにつきましては、携帯電話業界は591億円、放送業界39億円ということで、15.2倍程度の差がございます。結果として割り算をいたしますと、支払比率ベースでは約7.3倍の差があるということになっております。

次の11ページは、今ご説明しました周辺産業という概念につきまして、その範囲、それから具体的な規模等を示したものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

12ページにまとめということで書かせていただいております。本資料では、携帯産業と放送業界につきまして、産業の規模に対する電波利用料額の比率を推計し、比較を行いました。その際には複数の観点あるいは指標を用いました。

比較の結果といたしましては、携帯電話産業のほうが産業規模に比して電波利用料を多く支払っているということが判明した。格差につきましては、売上ベースの指標ですと4.4～6.5倍、利益ですと2.4～4.0倍、資産では6.0～10.2倍程度の格差がござい

ました。また、周辺産業を含めた推計につきましても7.3倍の格差があったということ
でございます。

最後に参考ということで2点、資料をつけさせていただいております。

1点目は年度の問題でございまして、ここまでのご説明は基本的に平成17年度ベース
でご説明いたしました。これは18年度の指標に関しましては、まだ有価証券報告書が出
そろっていない等、厳密な比較が難しいということで、そのようにさせていただきました。

ただし、主要企業につきましては決算短信等のデータである程度の指標の収集が可能で
したので、それを用いて2点、売り上げと利益についてだけ図をお示ししております。こ
ちらの図は左手の青が17年度、赤が18年度という比較になっております。ごらんいた
だきますと、大きな傾向には差がないということがご確認いただけるかと思えます。

最後に14ページ、参考2でございましてけれども、携帯電話、放送業界、それぞれの経
営状況に関するサーベイをしたものでございます。グラフのほうでございまして、左側が
自己資本比率、それから有利子負債比率をお示ししております。また右側は売上高に対す
る減価償却費の比率、それから売上高営業利益率をお示ししております。それぞれのグラ
フについて、携帯3社平均、民放キー局5社平均、それから資本金10億円以上の全産業
の平均値、これをお示ししております。

左手をごらんいただきますと、携帯電話、放送業界ともに全産業平均と比べまして自己
資本比率が高く、また有利子負債への依存率は非常に低いということでございます。両業
界とも、特に放送業界につきましては、財務が非常に安定的であるという評価が可能であ
ろうと思えます。

次に右手でございましてけれども、売上高に対する減価償却の比率ということで見ますと、
携帯事業者のほうが放送事業者よりも高目の数字が出ているということでございます。結
果として、そうした投資負担を吸収しながら、利益率ベースで見ますと、全産業の平均に
比べて高い利益率を確保しているというふうな状況だろうということでございます。

【構成員】

ありがとうございました。別にこの指標に基づいて電波利用料を決めるというものでは
ございませんけれども、しかし携帯事業者と放送事業者との間で電波利用料の負担に著し
い違いがあるわけですけれども、その負担の違いの正当性の論拠にかかわる一情報として
紹介させていただきました。この点につきまして、何かあれば、どうぞ。

【NTTドコモ】

今の資料で非常に客観的な評価をいただいて、貴重な情報をありがとうございました。電波利用料の負担に関しては、会社の規模ですとか電波の利用状況ですとか、それは当然加味されるべきだとは思いますが、もう一つ、使い方のバランスというのが非常に重要だと思っております、ここ3年間の利用料における使い方を見ますと、放送にかかわる使途が非常に多額で、携帯電話、放送事業の負担に比べるとバランスが悪いということで、弊社からも意見を出させていただいております。そういう意味で、今回見直しに当たっては、そのバランスを見直していただきたいという意見を出させていただいておりますが、今回の負担の状況、試算の結果を見ますと、なかなかそれが抜本的な改善がされていないという状況がまだまだ継続して、携帯電話事業者が負担を多く行っているということが、まだまだ改善すべき点があるんじゃないかと思っております。

それとあと、アナログ周波数変更対策の負担について、どちらに含めるかということの議論がありますけれども、その前段で、やはりあいた周波数がどんなふう割り当てられる見込みであるかということもやっぱり1つ重要なポイントかと思っております、130メガあけるといことで電波利用料をこれまで使ってきたということは理解いたしますけれども、結果として、通信にも使いますし、放送にも使いますし、あとは自治体等の自営系の周波数にも割り当てが見込まれているということを考えますと、今後3年間の支払いの中には、かなりやっぱり放送系の負担も厚くしていただいて、その分負担をいただくという考え方をしていただいたほうが、我々としても納得感が出るんじゃないかと思っております。

【構成員】

そのほか、構成員の方でも免許人の方でもご意見ございますでしょうか。

【日本民間放送連盟】

三菱総研さんから出していただいた資料等を見ますと、放送事業者は払いが少ないというふうなお話なんです、昔からその議論があるのは私ども承知しております、しかし一方の見方によりますと、例えば携帯電話会社がお支払いいただく61.8%というのは事業者が出しているんじゃないかと、いわゆる受信者というか一般の市民の利用者がお支払いになっている額なわけです。だから、これを携帯電話会社が払っているという認識でご議論いただくよりも、むしろ携帯電話会社が基地局等を設置して、それについて払っている部分として、例えば23%か24%の支払いをその部分でなしている。この部分と放送事業者が払っている部分の比較というのは、確かに1つのやり方としてはあるかなという

気はいたしております。その場合、例えば売上高が、どなたかございましたように、携帯電話は9兆円だと。放送事業者はNHKも足しても3兆数千億だと。3分の1ということからすると、現状の比率が放送事業者は合わせて約6%と、対23.何%。4分の1ぐらいの比較ということであれば、それほど大きな差があるとは私どもは見なくもいいんじゃないかと、こういう理屈も1つあるというのが1点。

もう一つは、電波利用によって収入を上げているというお話がありますが、放送事業者の場合は、確かに電波がなきゃ事業がありませんけれども、事業の収入の主たるお金を取るあれは番組制作という活動によって得ている部分が非常に多いわけでありまして、それに対して携帯電話会社は電波を使うことそのことによって、いわゆる収入丸々そういうことだと思います。したがって、そういうことを配慮するとどういふ比較ができるんだろうかなというのが、私どもの勝手な言い分としては、そういう言い分もあるということをご理解いただきたいということでございます。

【構成員】

最後のところは私も感じたところなんですけど、三菱総研さんでこれを調べていただいたんですけども、参考としては、利益そのものが電波そのものに依存している比率というのがちょっと抜けているなという気がしたんです。だから、多分ほとんど似たようなものになるのかもしれないんですけども、携帯電話事業者さんが電波に依存して得ている利益と、放送事業者さんが電波に依存している利益って何か違うのかな。もし違いがあれば、それは何か参考になるのかなという気がしたんですけど、何か感じたことはありますか。

【三菱総合研究所】

今ご指摘いただいた観点での数字の整理というのは特別行っておりません。考え方といったしましては、確かに放送につきましては番組の制作による収入という考え方もあるかと思いますが、その番組につきましては、電波を使って流すことで結果として収入が生まれる。通信につきましては、コンテンツがたまたま通話であったりするという、あるいはデータ通信であればデータでございますけれども、そういった中身の違いというものがございますけれども、最終的には電波に乗せることで売り上げが上がっているという観点から、今回は特に区別せずに、電波を利用する事業につきましてはすべて含めるという観点で整理した。ただし、電波と全く関係ない、例えばテレビ局さんが行われている文化事業とかイベント事業とか、そういったものについてはまた抜くという考え方は一部取り入れてつ

くらせていただいたということにしております。

【構成員】

コンテンツのところは、かなりの部分は放送局が自分でつくったのではなくて、外につくらせて、それを流すだけで、どこかにありましたが、制作部門を含めると、多分放送業界の市場規模はもう少し高く、どこかに1対2と書いてあったな。そういう面もありますので、絶対的な違いにはならないと思います。

それから、民放連の最初のご意見は、受信者から取っているというんです。受信者から取っているけど、結局それは我々は携帯電話のサービス料として払っているわけですから、多分それは同じことだと思います。それで、基本的に確かにテレビの場合には、直接的には民放の場合には、広告、CM料としてですけれども、そのCM料というのは、最終的には受信者がそれでCMに誘われて商品を買うという形で負担しているわけですから、間接的には、基本的には多分同じことだと思う。NHKの場合には、それは直接受信料という形で負担しているの、ちょっとその理屈は通らないのじゃないかという気がします。

【構成員】

先ほどおっしゃったテレビの電波利用料を携帯電話の基地局のほうで換算することも、1つの考え方かと思います。そのとき、今までの計算式では多分変わらないと思うのですが、周波数の有効利用度を考慮すると、変わるのではないのでしょうか。基地局掛ける電波利用料と放送局掛ける電波利用料がイーブンであると考えた場合、周波数有効利用度というのを勘案すると、放送局のほうは結構高くなるのではないかという気がします。その辺はいかがでしょうか。イメージがわからないようですが、例えば放送局は非常に大ゾーンで1個を打っているわけですね。一方、携帯電話では非常に多数のセルを設置して、周波数を非常に有効利用しています。その利用度はかなり違うような気がします。放送局の電波利用料がすごく高くなるのではないかという気がするのですが、大丈夫ですか。

【構成員】

まだいろいろあるんですが、そろそろ終わりになりそうなので、6時に近づいたのでちょっと延びるかもしれませんが、ほかの論点ももう少し洗って、1つは、先ほど免許不要局の話が出たわけですが、国とは別に免許を付与していないような免許不要局の場合に、電波利用料を免除しているという状態。免除というか、かけていない。免許不要局も現実には電波を使っているんだらうと。それに対して、一定のコストがかかっている。だから、おそらく私の了解しているところでは、現段階ではなかなか免許不要局の場合に、

電波利用料を取るのが技術的に難しいという観点から取っていないというところがあると思うんですけども、今後どうすべきかということについて、構成員の方々あるいは免許人の方々、何かご意見ありませんか。

【構成員】

その意味でいうと、免許付与の問題をどうするかという、以前にも申し上げたことがあるんですが、結局高速道路の横で一般道路があるというような状態になってくるわけなんです。ですから、そのところをどうするかという点もありますし、もう一つは、現行でもシールを使って取るという話はあって、おそらく先ほどトヨタさんのところから出てきている議論、例えばカーナビ絡みのサービスでどうなるかというのは非常に大きなところだと思うんです。特にその部分は、今回 I T S というのはもともとの放送のところから移行している部分ですから、逆に言うと、高出力の無線 LAN のところの話なんかともシステム的には絡んでくる話も出てくると思うんですけども、取れるから取るというのは全くおかしな議論になっちゃうわけです。ですから、そのところの整理というのは絶対要ると思うんです。ただ金額に直したときに、徴収費用とベネフィットを比較して、ほんとに些細なものであれば、徴収費用のほうが非常に高いということであれば、やはり合理性からいって取らないという選択肢も出てくるわけですから、その辺の試算というのはどこかできちんとやらないといけないのかなと思います。

ただ、免許不要局だから取らないということにすると、一方で問題が出てくるのは無線 LAN と携帯のサービスを応用していったときの区別のところでどうするのかと。片や公園の面積をどうやって決めるかというときに、幾らでも広げちゃうと、今度は逆に有料の公園事業というのがだめになってくる部分も出てくるということで、その辺の勘案もきちんとしていかないといけないと思います。

【構成員】

とりわけ微弱電波の問題については環境論というのがとても難しく、そのことについての配慮というのがまたさまざまところで、それを適切に使うための工夫というのが、使われれば使われるほど、それから猛烈にいろんな局面で広がっていて、今の 2.4 とか 2.5 とかというところの話だけではなくて、違った局面でもっともっと使われることになっていくんじゃないかって予想しますよね。そうすると感覚としては、電波を利用する環境論のことにお金を使いましょうというのはもともとの話で共益費の話だとすると、みんなが電波を利用しているんだという認識を持ってもらうためにも、何らかの形で負担をして

いただいているのがいいと僕は思うんです。それは個別にどれだけ使ったからというようなことではなくて、とにかく電波の世界に一步足を踏み込んでいますということに関する認識というのがみんなにできるような必要があると僕は思っています。つまり、取れないからというときには、そのことを認識してもらうような取り方が必要になってくるんじゃないかという気がしています。それはだから、デジタル家電もそうだし、ありとあらゆるところで、どんなところで今、電波が利用されているかということに関する利用者の認識がなくなってしまうほどイーージーに使われていってしまうことに関して、いい感じを持っていないという考え方です。

【トヨタ自動車】

先ほどもおっしゃった、やはり今ご指摘のような微弱だとか特定小電力だとか、電波の届く範囲も狭いし、それから排他的な周波数が割り当てられているわけでもございませんし、それから現時点で、ちょっと今のご指摘だとわからないところもありますけれども、その電波の品質を確保する意味で、使途の部分でコストを十分かけていただいているかというようなあたりを勘案して、非徴収というのを継続していただくとありがたいと申し上げました。したがって、今ご指摘のような点が将来的に用途が広がっていったり、それから先ほどご指摘があったような新しい割り当ての中での議論というのはまた別の次元のスコープも入ってくるかと思えますけど、今からの3年間ということ考えた場合に、現況を継続していただきたいという要望を申し上げたわけでございます。

【構成員】

予定した議論で、あともう一つだけ残っているのは、利用額算定に当たって勘案すべき要素について、もうちょっと整理したいと思います。ソフトバンクの方だったかな、減免係数を変えたらどうかという議論がありました。それから前回、無線局の利用頻度を要素として考えたらどうかと。それから電波特性を勘案すべきか。電波特性係数というものを考えたらどうかというようなご意見等がございました。電波特性というのはどうも韓国にあるような仕組みらしいんですけども、これをどう考えるかと、ちょっと事務局にもお聞きしたいんです。

それからもう一つ、利用頻度という場合には、これは両方あって、利用頻度が低いから安くいいんだという議論は、どうも電波の有効利用という観点から逆の議論になってしまっているんじゃないかというコメントもあるんでございますけれども、これらの点、それから当然公共性の勘案というのは1つの係数ですけども、これらの係数について、あるいは

それ以外に利用額算定について勘案すべき要素があるかということについて、何か皆様のほうでご意見等ございましたら、挙げていただきたい。どうぞ。

【ソフトバンク】

先ほどの減免係数のところをもう少し説明させていただきたいと思います。

今考えておりますのは、大きく3つありまして、基本的に電波の利用効率が高まったら、その分は割り引くと。例えば、先ほどちょっと先生の話からもありましたけれども、私ども今回、韓国の事例をもって提案しているんですけども、できれば韓国と同じように、例えばCDMAですと50万人、それからWCDMAですと150万人の利用者を基準に考えて、それを上回っているかどうかというあたりで減免係数を設定している。

それから基地局についても、やはりできれば共同で建てることを韓国の場合、国が推進していて、事業者が独自で建てるよりは、一緒に使った場合はその分減免しますよという形で、基地局についてもそういう共有化の減免係数を導入しております。

それからローミングについても、いろんな地域で、やはりローミングによって利用者の利便が高まるというところで、ローミングについても減免係数を導入しているということで、その辺をやっていただければと。

それから、先ほどちょっと言わなかったんですけども、今回一緒に電波特性についても、若干我々、私どもソフトバンクとして提言しておりまして、先ほど、イデのほうから、3GHz以下についてはもう少し区分をしてはどうかと。今、私ども提案しておりますのは、これもやはり韓国の事例に沿っているんですけども、そこも1GHz当たり、要するに3つの区部に分けまして、それぞれ利用料を変えるということで、ここは電波の特性に合わせて、特に私どもから見ますと、今放送の方たちが利用されている周波数帯というのは、ある意味で非常にいい周波数なので、そこについてはもう少し区分けする中で、利用額について差を設けてもいいのではないかと考えております。

【構成員】

今のお話、減免係数の中で、1点ちょっと気になるのは、もともとの趣旨が電波の有効利用で、有効に利用している人には減額したいという趣旨であるわけですけど、じゃ、その反面、有効利用していない人からはたくさん取るという話ですよ。それが現実的にできるのかなというのが、これをやっていて難しいなと思うのはそこなんですけど、今現在、事務局のほうで割り当てていて、利用効率が悪いからって高くしている例というのはあるんですか。

【電波利用料企画室長】

その中に流れているデータを見て、そういう考慮をしているものはございません。

【構成員】

だから、現実的にそれをどうするかという問題があると思うんですけど。

【ソフトバンク】

ちょっと誤解があるといけないので。今回、私どもが提案している減免係数というのは、ある一定の基準があって、そこよりも下げるということで、不効率だから高くするという形の提案はしておりません。

【構成員】

でも、そうしたくなるでしょう。

【ソフトバンク】

結果的に。

【構成員】

それじゃないと不公平になっちゃう。

【構成員】

ただ、その意味で申し上げると、確かに何十万人、何百万人入っているからというのは1つの基準ですけど、一方で帯域課金をした場合には、何人の人がその基地局だとか帯域の分の料金を払うのかというのは結局割り算になるわけですから、ある意味でいうと、利用効率が高まったらという部分でいいますと、事実上それが勘案されているとも言えるんです。

【ソフトバンク】

そうですね。特に今回、私どもが今回のa群とb群との関係もあるんですけども、前回から帯域の電波利用料ということが導入されて、これが多分、今後重要になってくるだろうという中で、やっぱり帯域のものについては、その帯域にどれぐらいの人を収容するかというあたりの効率を、今回こういう提案ですけども、やっぱり将来的にはそこをもう少し踏み込んで、効率化をどんどん図っていけるような形に、制度として持っていただければなど。

【ソフトバンク】

ちょっと背景をご説明申し上げますと、例えば私どもで基地局をなるべく小さいセルにしたり、それから中継を置いたりとか、そういった形で局を増やして周波数の利用効率を

上げるという努力をするわけですが、そうすると電波利用料の支払いが増えるという形になっておりまして、これは帯域の分と基地局数の分との比率の問題かもしれないんですけども、そういうちょっと矛盾した部分があるものですから、そこら辺はやはりできるだけインセンティブを与えるほうにしたほうがいいんじゃないかという意見でございます。

【構成員】

ですから、その点は、私、最初のほうで確認して、基地局の数で利用料を割り振っているわけではないよというのは事務局が言明されましたよね。だから、基地局が効率よくするためにマイクロセルにして、セルを小さくして基地局を増やしても、基地局の数としてお金は増えないわけですよ。

【電波利用料企画室長】

もうちょっと正確に申しますと、基地局の数で増えるのはb群のほうの支払いになります。a群のほうで、現在は基地局だけを見ても、a群のほうの、そういう意味では基地局だけに注目すると、帯域課金のほうがかなりの比率に今なっているという状況になっています。だから基地局が増えても、そんなに多くは支払いが増えるというような構造にはなっていないで、それはこの前の改正で1つ工夫されたという点です。

【ソフトバンク】

正確にはそのとおりだと思います。あと、a群とb群のバランスというか、そこら辺の議論になるかと思います。

【構成員】

そのほか、係数等について。今回で終わりではありませんけれども、ほかにこういう係数も考慮してほしいというようなこと、ご意見がありましたら。どうぞ。

【構成員】

この係数絡みのところの、実はこれは非常に大きな難しい問題になって、例えば電波特性ということをおっしゃられていたんですが、実はこれ、イギリスのAIPと言っている、アドミニストレーティブ・インセンティブ・プライシングがまさにその例なんです。あれは実は電波利用コストの差を埋めるような形で料金設定していたというところがあるんです。そうすると、そのところが一番大きな問題なのは、どれが最も効率のよい電波の利用の仕方かという技術面を規定しちゃうという側面があって、逆に言うと、よく言われている技術面での中立性との絡みで、現状になってくると非常にやりにくい部分

というのは一方であるんじゃないのかなというのがあるんです。

ですから、電波特性を入れるということ自体、私自身もごもっともな議論だとは一方で思うんですけども、そのところで技術的な中立性をゆがめるような形になってしまうと、これはまた、特に国際的な、この間のときもそうなんです、アメリカ政府だとかオフコムだとかが言ってくるので、そういったところで説明がつかないような事態というのが出てくるんじゃないのかなというのがここで危惧しているところです。

【ソフトバンク】

そこはちょっと、これは私どもだけがそうになっているのかもしれないけれども、前回のときに、帯域の電波使用料、利用料を導入するときに、3GHz以下と3GHzから6GHzと分けた。ここには、明らかに今おっしゃるようなところを、いろんな指標を見る中で、周波数の逆数にしましょうということで、一応導入が決まったということで、3GHzから6GHzと。3GHz以下についてはこれでいいと私どもも思うんですけども、同じことを、やっぱり3GHz以下についてもやっていただくのがいいのではないかと。たまたま携帯電話の基地局ですと、800MHzと2GHzを例にとりますと、基地局の数にすると、やっぱり2倍ぐらい違うんです。そういう意味では、1GHzのところと2GHzのところというのは、そういうふうにある程度差をつけて、実際に基地局数もそのぐらいの差があるわけですから、そこをやはりこういう電波利用料の料額に反映していただくのがいいのではないかと私どもは思っております。

【構成員】

議論は尽きないんですけども、そろそろ時間ですので、最後に全体を通じましてご質問とかご意見等ございますでしょうか。

【構成員】

重ねての質問で申しわけないんですが、きょう特にレーダーを使われる、例えば航空局さんであるとか、あるいは天文関係なんかの方もいらっしゃるの、ちょっとお聞きしたいところがあるんですが、例えば航空局さんの話でいくと、最近、航空管制のシステムをかなり新しくして、例えば高さを半分に詰めるようなシステムを導入したりとか、いろいろやられていると思うんですが、例えば電波利用料が、電波の利用の効率度によって大きく値段が違って来た場合というのは、設備投資に対するインセンティブ、例えば前倒しして進めようとか、そういった話というのは、総務省サイドではなくて国交省サイドのほうから起こってくるものなのかどうか。あるいは大学さんということであると、例えば観測

機器なんかもそれを理由に何か更新するというようなインセンティブというのは出てくるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと思っています。

【国土交通省航空局】

レーダーを扱っております、航空管制に今レーダーを利用しております。このレーダーでございますけれども、これは航空機側の装置と連動しております、地上から質問しまして、航空機側のトランスポンダーが出まして、それに答えるということで、トランスポンダーというのは国際民間航空機関のほうで全部基準が決まっております。したがって、私どもが国際的に世界全体で変えるという話でございますけれども、要するに航空機に何百万台、何十万台と積んでおりますので、日本だけでこれを変えてどうなるものではないというのが実態でございます。したがって、変えるとなりますと、世界的に全部の航空機あるいは地上施設を変えなきゃならない。現在既にレーダーにつきましては、ちょうど新しいレーダーが入ってきておまして、それを既に更新しつつあるということがございまして、今からすぐにまた新しいものということは、非常にこれはもう何十年もかかってしまうという状況でございます。

【気象庁】

気象庁もご案内のように気象レーダーを展開しておりますけれども、気象庁では今、竜巻等の監視のためにドップラーレーダーのほうに切りかえつつあります。その切りかえの際に狭帯域化というのを進めております。もう既に進めておりますので、ここで例えば電波利用料を徴収することによって、その更新のインセンティブが得られるかという逆でございまして、予算規模が決まっていますので、余分にお金がかかれば、当然更新はおくれるという逆効果のほうが大きいと考えます。

同様なことが、例えば気象庁関係で一番多分電波利用料が大きくなりそうなのは気象衛星「ひまわり」でございますけれども、観測データというのは当然宇宙にある観測データですから、データをとるために電波を使わざるを得ないです。計算すると、それがすごく大きな金額になるんですけども、これは世界気象機関の計画に従って全世界で分担して衛星を上げていますけれども、その各国間でいろんな取り決めがあって制約がありますので、そう簡単には変えられません。非常に大きな金額がかかる打ち上げですから、今後それがどういう背景になろうとも更新できるのは平成30年ごろでありますので、これはまたインセンティブというよりは逆効果になると。要するに気象庁の予算規模の中でそのお金を捻出するのに上乗せがかかれば、その更新がおくれるということは必至です。

【構成員】

時間が来ましたので、きょうは以上にしたいと思います。

それで、きょうの議論のうちの後半部分の2時間は1つの架空の前提に基づいて議論が進められた。すなわち、それは先ほど申し上げましたように、放送に関する新しい用途について、放送事業者側が、それを電波利用料でもって補助を受けることを要望しているということを前提としておりました。あくまでも仮定の前提でありますので、その前提が崩れてしまいますと、ここまでやってきた2時間の議論はほとんど意味がないということに、全く意味がないというわけじゃないですけど、そういうことになってしまいますので、できれば、次回まではあんまり時間がありませんが、地上放送課と民放連との間でお話ししていただきまして、方向性を決めていただきたいと思います。

いずれにせよ、電波利用料という形で、この用途を決めた場合に、それが特に、先ほど挙げられていましたように、利用帯域幅等のところの要素がやはりかなり大きくなって、それによって携帯事業者と放送事業者との間の負担がかなりアンバランスになっている。したがって、そのところについてはやはり、どなたかチャラと言いましたけれども、もう一回、負担の割合は見直す。要するに、この補足資料2、3のところは、これは現行制度による負担ということですから、これをそのまま維持するというのではなくて、新たな基準でもってここを見直すということにならざるを得ないだろうと思います。

以上が本日の議論の最後のまとめということです。それでは次回の予定について、事務局からご説明をお願いします。

【電波利用料企画室長】

次回、第5回は来週の6月5日火曜日16時から総務省の地下2階の講堂で開催を予定しております。きょうはいろいろと宿題もいただきまして、また国も含めて、資料を提出させていただいて、ご議論いただこうかと思っています。

また、国の方には、今アンケートにご協力いただいておりますので、そこでは利用頻度とか、民間と同じじゃなくて、十分有効利用しているかどうかという観点で聞かせていただいているので、よろしくご協力をお願いいたします。

【構成員】

はい。それではこれもちまして、第4回会合を終了したいと思います。長時間、どうもありがとうございました。